

第八十四回 参議院 商工委員会 會議録 第五号

昭和五十三年三月三十日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

三月二十四日

増岡 康治君

三月二十七日

安武 洋子君

三月二十八日

中村 啓一君

大塚 喬君

対馬 孝且君

神谷信之助君

三月二十九日

野呂田芳成君

勝又 武一君

村田 秀三君

有田 一寿君

三月三十日

藤井 恒男君

委員の異動

三月二十四日

増岡 康治君

三月二十七日

安武 洋子君

三月二十八日

中村 啓一君

大塚 喬君

対馬 孝且君

神谷信之助君

三月二十九日

野呂田芳成君

勝又 武一君

村田 秀三君

有田 一寿君

三月三十日

藤井 恒男君

委員の異動

三月二十四日

増岡 康治君

補欠選任

岩崎 純三君

補欠選任

神谷信之助君

三月二十八日

野呂田芳成君

勝又 武一君

村田 秀三君

有田 一寿君

三月二十九日

中村 啓一君

大塚 喬君

対馬 孝且君

神谷信之助君

三月三十日

藤井 恒男君

委員の異動

三月二十四日

増岡 康治君

三月二十七日

安武 洋子君

三月二十八日

中村 啓一君

大塚 喬君

対馬 孝且君

神谷信之助君

三月二十九日

野呂田芳成君

勝又 武一君

村田 秀三君

有田 一寿君

三月三十日

藤井 恒男君

委員の異動

三月二十四日

増岡 康治君

岩崎 純三君

下条進一郎君

中山 太郎君

長谷川 信君

真鍋 賢二君

大塚 喬君

小柳 勇君

浜本 万三君

馬場 富君

峯山 昭範君

中村 利次君

藤井 恒男君

三月二十八日

野呂田芳成君

勝又 武一君

村田 秀三君

有田 一寿君

三月二十九日

中村 啓一君

大塚 喬君

対馬 孝且君

神谷信之助君

三月三十日

藤井 恒男君

委員の異動

三月二十四日

増岡 康治君

三月二十七日

安武 洋子君

三月二十八日

中村 啓一君

大塚 喬君

対馬 孝且君

神谷信之助君

三月二十九日

野呂田芳成君

勝又 武一君

村田 秀三君

有田 一寿君

三月三十日

藤井 恒男君

○委員長(補正俊君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十四日、増岡康治君が委員を辞任され、その補欠として岩崎純三君が、また二十七日、安武洋子君が委員を辞任され、その補欠として神谷信之助君が、また二十八日、対馬孝且君が委員を辞任され、その補欠として勝又武一君が、また二十九日、神谷信之助君及び勝又武一君が委員を辞任され、その補欠として安武洋子君及び対馬孝且君がそれぞれ委員に選任されました。

○委員長(補正俊君) この際、理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(補正俊君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に対馬孝且君及び安武洋子君を指名いたします。

○委員長(補正俊君) 計量法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○対馬孝且君 時間が限られておりますので、政府側も答弁はひとつ簡潔明瞭にできるだけお願いしたいと思います。

まず、基本的な態度をお伺いするわけでありますが、計量法は、明治年間につくられた旧度量衡法の後を受けまして、昭和二十六年に制定された法律であります。

計量法においては、計量制度の確立を図るため、計量の基準を定めるとともに、適正な計量の実施を確保するための各般の措置が定められ、かつその内容も内外情勢の変化に即応し、制定以来十四次に及ぶ改正によりまして拡充されてまいりました。

政府といたしましては、従来から計量法の目的を実現するため、計量法の適切な運用等を通じ、第一にメートル単位系への統一と国際単位系の導入、第二は計量にかかわる事業者、計量器、計量方法等に関する適正な規制と指導、助成のための諸措置を講じてきたところであります。

今後とも計量制度を取り巻く国際的動向に十分留意をしながら、消費者保護、環境保全を初め、国民の要請に十分対応した計量行政の推進に積極的な努力を怠らない所存でございます。

○対馬孝且君 いま基本姿勢につきまして大臣からお答えがございました。基本は何といっても国民生活の保護ということが重大な柱でなければならぬ、こう考えますが、いま大臣からのお答えの中にもございましたので、その基本方針でこれから進めていただきたい、こう考えるわけであります。

した法律であります。その大きな目標となっておりますのは、メートル法を中心にした計量単位の統一化を図ることが挙げられております。

そこで、この計量の適正化を図ることは国民生活の保護のために基本的な課題の一つであると思うが、今後わが国の計量行政をどのような方向に推進していくのか、この点に關しまして、基本的な方針を適産大臣にお伺いをいたします。

○國務大臣(河本敏夫君) 計量制度は、貨幣制度とともに社会生活における最も基本的な制度であり、統一的かつ合理的な計量制度を確立することは、わが国経済の発展と文化の向上に不可欠なことでありと存じます。

計量法においては、計量制度の確立を図るため、計量の基準を定めるとともに、適正な計量の実施を確保するための各般の措置が定められ、かつその内容も内外情勢の変化に即応し、制定以来十四次に及ぶ改正によりまして拡充されてまいりました。

政府といたしましては、従来から計量法の目的を実現するため、計量法の適切な運用等を通じ、第一にメートル単位系への統一と国際単位系の導入、第二は計量にかかわる事業者、計量器、計量方法等に関する適正な規制と指導、助成のための諸措置を講じてきたところであります。

今後とも計量制度を取り巻く国際的動向に十分留意をしながら、消費者保護、環境保全を初め、国民の要請に十分対応した計量行政の推進に積極的な努力を怠らない所存でございます。

○對馬孝且君 いま基本姿勢につきまして大臣からお答えがございました。基本は何といっても国民生活の保護ということが重大な柱でなければならぬ、こう考えますが、いま大臣からのお答えの中にもございましたので、その基本方針でこれから進めていただきたい、こう考えるわけであります。

した法律であります。その大きな目標となっておりますのは、メートル法を中心にした計量単位の統一化を図ることが挙げられております。

そこで、この計量の適正化を図ることは国民生活の保護のために基本的な課題の一つであると思うが、今後わが国の計量行政をどのような方向に推進していくのか、この点に關しまして、基本的な方針を適産大臣にお伺いをいたします。

○國務大臣(河本敏夫君) 計量制度は、貨幣制度とともに社会生活における最も基本的な制度であり、統一的かつ合理的な計量制度を確立することは、わが国経済の発展と文化の向上に不可欠なことでありと存じます。

計量法においては、計量制度の確立を図るため、計量の基準を定めるとともに、適正な計量の実施を確保するための各般の措置が定められ、かつその内容も内外情勢の変化に即応し、制定以来十四次に及ぶ改正によりまして拡充されてまいりました。

政府といたしましては、従来から計量法の目的を実現するため、計量法の適切な運用等を通じ、第一にメートル単位系への統一と国際単位系の導入、第二は計量にかかわる事業者、計量器、計量方法等に関する適正な規制と指導、助成のための諸措置を講じてきたところであります。

今後とも計量制度を取り巻く国際的動向に十分留意をしながら、消費者保護、環境保全を初め、国民の要請に十分対応した計量行政の推進に積極的な努力を怠らない所存でございます。

○對馬孝且君 いま基本姿勢につきまして大臣からお答えがございました。基本は何といっても国民生活の保護ということが重大な柱でなければならぬ、こう考えますが、いま大臣からのお答えの中にもございましたので、その基本方針でこれから進めていただきたい、こう考えるわけであります。

した法律であります。その大きな目標となっておりますのは、メートル法を中心にした計量単位の統一化を図ることが挙げられております。

そこで、この計量の適正化を図ることは国民生活の保護のために基本的な課題の一つであると思うが、今後わが国の計量行政をどのような方向に推進していくのか、この点に關しまして、基本的な方針を適産大臣にお伺いをいたします。

○國務大臣(河本敏夫君) 計量制度は、貨幣制度とともに社会生活における最も基本的な制度であり、統一的かつ合理的な計量制度を確立することは、わが国経済の発展と文化の向上に不可欠なことでありと存じます。

計量法においては、計量制度の確立を図るため、計量の基準を定めるとともに、適正な計量の実施を確保するための各般の措置が定められ、かつその内容も内外情勢の変化に即応し、制定以来十四次に及ぶ改正によりまして拡充されてまいりました。

政府といたしましては、従来から計量法の目的を実現するため、計量法の適切な運用等を通じ、第一にメートル単位系への統一と国際単位系の導入、第二は計量にかかわる事業者、計量器、計量方法等に関する適正な規制と指導、助成のための諸措置を講じてきたところであります。

今後とも計量制度を取り巻く国際的動向に十分留意をしながら、消費者保護、環境保全を初め、国民の要請に十分対応した計量行政の推進に積極的な努力を怠らない所存でございます。

○對馬孝且君 いま基本姿勢につきまして大臣からお答えがございました。基本は何とも国民生活の保護ということが重大な柱でなければならぬ、こう考えますが、いま大臣からのお答えの中にもございましたので、その基本方針でこれから進めていただきたい、こう考えるわけであります。

した法律であります。その大きな目標となっておりますのは、メートル法を中心にした計量単位の統一化を図ることが挙げられております。

そこで、この計量の適正化を図ることは国民生活の保護のために基本的な課題の一つであると思うが、今後わが国の計量行政をどのような方向に推進していくのか、この点に關しまして、基本的な方針を適産大臣にお伺いをいたします。

○國務大臣(河本敏夫君) 計量制度は、貨幣制度とともに社会生活における最も基本的な制度であり、統一的かつ合理的な計量制度を確立することは、わが国経済の発展と文化の向上に不可欠なことでありと存じます。

そこで、今回の改正案につきまして、国際度量衡総会の決議に基づき計量単位の法定化が含まれているわけでありますが、国際的にこれらの計量単位の導入状況はどういうふうになっているのか、この点ひとつ、局長でも結構でありますからお伺いします。

○政府委員(森山信吾君) 国際度量衡総会の決議等によりまして、各国それぞれその単位を採用しておられるわけですが、ただいま対馬先生から御指摘のございました諸外国における導入状況を簡単に申し上げますと、まずECでございます。ECにつきましては、理事会がございまして、その理事会の指令によりまして、加盟各国は遅くとも一九七八年の四月までにSI単位を採用すべきこととされておられるわけでございます。今回お願いいたしております国際単位につきましては、すでにフランスにおきましては一九七五年に採用いたしております。それから、イギリスにおきましては一九七六年、西ドイツにおきましては一九七七年までにすべて採用されているところでございます。なお、イタリアにつきましては目下イタリアの国会で採用が審議中というふうに聞いております。

EC以外の国について申し上げますと、スイスにおきましては法令にすでに規定されておるところでございますが、そのほか、ソ連等におきましても強制使用のための準備が着々進められているという状況でございます。

なお、アメリカにおきましては任意採用ということでございまして、アメリカの国立標準局が中心になりましてその普及に努めておる、こういう状況でございます。

○対馬孝且君 国際状況につきましてよくわかりました。問題は本改正案の背景となっておりましてこの計量行政審議会の答申、昭和四十八年に通産大臣から計量法体系の全面的検討について諮問を受けております。三年間にわたって計量法全体について検討を行ったものを、五十一年の十二月にまとめたものであります。そういう意味で

は、いわば計量法全体について時間をかけて抜本的に見直しを図ろうとする趣旨に沿うたものと思えますが、審議会の答申を受けて出された本改正案が、国際度量衡総会の決議に基づく計量単位の追加と公害計測関係の計量器の追加にとどまっております。

したがって、計量法の基本的見直しという改正にはほど遠いものと考えますが、審議会の答申が本法の改正案に十分生かされているかどうか、こういう点についてひとつお伺いいたします。

○政府委員(森山信吾君) ただいま対馬先生から御指摘のございましたように、計量行政審議会におきまして、昭和四十八年以来三年間にわたりまして審議をしていただきまして、答申をいただいたわけでございます。

ただ、その間四十八年の十二月に一応の中間答申がございまして、その中間答申に基づきまして私どもは四十九年に計量法の改正をお願いいたしまして、成立させていただいたわけでございます。その際に二点新たに追加したわけでございますが、第一点は環境計測の適正化でございます。第二点は、適正な計量取引の推進でございます。先ほど申し上げました計量行政審議会御答申いただきましたものの一部を四十九年の改正ですぐに実施をさせていただいたというところでございまして、今回改正をお願いいたしまして目下御審議いただいております計量単位の問題、あるいは計量器の追加の問題、あるいは手数料の改定の問題、こういうものをお認めいただきました。さきに答申をいただきました計量行政審議会の答申が一応完結する、こういうことでございまして、ぜひともよろしく御審議を賜ります、こういうふうに考えているところでございます。

○対馬孝且君 いまお答えありましたけれども、私は計量単位の追加として、新しいといえますかね、新たに出てきた印象としては、公害の計測関係が出ています。その限界にとどまっておりますんじやないか。つまり、審議会答申の全面的な見直しというものに今回の改正は一〇〇%こたえている

のかどうか、こういう認識について聞いておりますので、その点われわれとしてはちょっと問題があるんじゃないか。全部が織り込まれたというところにはなっていないんじゃないか。この点どうですか。

○政府委員(森山信吾君) 確かに先生御指摘のとおり、計量行政の全面的な見直しという観点からいたしますと、今回の法律改正の政府原案は、若干一部に偏ったという御指摘は、もつともな点があるかと思えます。

ただし、先ほどお答え申し上げましたとおり、私どももいたしましては、すでに四十九年にお願いたしました計量法の一部改正におきましてすでに実施をいたしておることを踏まえまして、今回の改正を行わさしていただきますならば、審議会の答申にこたえることになるんじゃないか、こういうふうに考えておるところでございます。

なお、法律の改正だけではなくて行政面における充実という問題もあらうかと思っております。その点は対馬先生御指摘の趣旨を十分体しまして、法律以外の運用面あるいは行政面につきましまして計量行政審議会の答申に十分こたえられるような努力をしてみたい、かように考えておるところでございます。

○対馬孝且君 いま局長から運用の面で十分に配慮していきなさいというお答えですから、それなりにひとつ生かしていただいたい、こう思います。次に、わが国の計量単位は、昭和四十一年以降メートル法で統一されました。先ほどもございましたが、そこで、従来の計量単位であった尺貫法は、取引、証明用の計量計器としては製造等できないことになっているわけですから、マスコミでもちよつと問題になった点もあるわけでありまして、しかしながら取引の実態として、特に建設関係、大工、戸建てなんかそうであります。伝統的な尺貫法の使用が一般的であり、このためかね尺等の使用が実際には不可欠であるのに、その製造が禁止をされたために作業に不便を生じ、

また公認をされないかね尺等が出回るといふ結果になっていったのではないかと、こう思います。こうした事情にかんがみまして、通産省は現行法の範囲内で尺貫法による計量器の使用を認めたというが、どういふ内容のかをひとつお伺いしたい、こう思います。

○政府委員(森山信吾君) 計量行政審議会におきまして昨年の二月以来計量単位臨時専門部会というものを設けまして、延べ九回にわたりましていま御指摘の点の審議をしていただいたわけでございます。

特に建築の分野あるいは文化財修復の分野、さらには和裁等の分野に關しまして、尺単位及び鯨尺の単位等の使用状況の実態を調査いたしました。これらの長さ計の必要性和メートル系単位への統一推進という課題をいかに調整するか、調和させるかという問題につきましまして慎重な御審議をお願いしたわけでございます。その結果、昨年の九月に通産大臣あてに一応の建議がなされたわけでございます。

その建議の内容を簡単に申し上げますと、尺系単位を取引上または証明上の計量に用いてはならないという現行法の原則は変更すべきではないが、ただ御指摘のように、大工さんでございまして、ただ御指摘のように、大工さんでございまして、とか和裁士さんのような方々の不便を解消いたしまして、いわゆるゆるやみ商品の流通による社会的公正を是正するために、メートル系単位への統一は引き続き図りつつも、尺単位目盛りつきさしがねあるいはコンベックス・スケール等、計量器としてだけでなく工作道具としても使用され、必要の根拠の及ぶ鯨尺単位目盛りつき竹製物差しに限りまして、現行法の範囲内で、適切な供給を行わせることを当分の間可能とすることが妥当である、こういう建議をいただいたわけでございます。

したがって通産省といたしましてはその建議を受けまして、昨年の十月三十一日に局長通達を関係機関に出しまして、そういったものを一定の範囲内で製造を認めるいうことを決断いたしました。

わけでございます。製造の事前届け出でございます。また、あるいは事後の報告制を採用するということとございまして、もうすでにユーザーの方々のお手元にはそういったいわゆる正規の尺相当目盛りつきの物差し等が供給されておると、こういう状況でございます。

○対馬孝且君　そこで、端的にいまの答弁でわかりますが、実際これからの運用面として、いまの現状の段階でこういう措置をとったということはわかるんだが、実際の運営上の問題、仕事上の問題として不便が解消されるということに理解しているのかどうか、このところがやっぱり問題だと思っております。そう理解していいですか。その点ひとつ。

○政府委員(森山信吾君)　私どもの理解では、いま対馬先生御指摘のとおりでございます。従来は全くそういうものの製造販売を禁止いたしておいたわけでございますが、先ほど申し上げましたような答申を受けて、一応の限定つきでございます。まずけれども、そういった大工さんでございます。それから和裁士さんのような、そういうものをぜひとも必要とされる方々につきまして、特定の条件のもとに製造販売をさせるということに踏み切ったことは、そういった不便を解消して差し上げるといふ気持ちのあらわれでございます。御指摘のようなふうな私どもは考えておるといふことでございます。

○対馬孝且君　それでは、実際これからの仕事上の問題としての不便を感じない、そういうおそれなしというふうな解消された、こう理解することにしたのでしょうか。

そうしますと、そこで問題になりますのは、やっぱり尺貫法の使用制限によって、従来かね尺等は検定を受けることができなかったために、いわゆる未公認のやみ製品が相当出回っていたのではないかと、こういうふうに思うわけですか。そうしますと、こういう計量器が使用されることによって計量の適正化に障害を生ずるおそれがあると思っております。けれども、これらの未検定計量器に対して

どのような対策を講じていくのか、この点ひとつお伺いしたいわけですね。つまりやみの出回ったものに對する対応の仕方を一体どうするのかと、こういうことなんでしょうか。

○政府委員(森山信吾君)　先ほどお答え申し上げましたとおり、すでにいわゆる正規のものの製造販売を認めたわけでございます。関係業界の方々も今回の私どもの措置によりまして大変希望を持って製造販売をしておられるわけでございます。そこで、たとえばその価格等につきまして、今回の措置をとる以前の状態と、今回の措置をとった以降の状態を見ましても、概括的に申し上げますと、値段は大体三分の二ぐらいに下がっているのではないかと、こうございまして、そういった正確なものが安く供給されるということが最もやみ商品を追放する一番近道ではないかというところでございます。そういった方向につきまして、私どもは正規の商品をおつくりになる方々の指導奨励をしてまいるということによりましてやみ商品の撲滅を図ろう、こういうことを考えておるところでございます。

○対馬孝且君　そういうことで、いまお答え願ったようなことを厳にひとつ、きちんと行政指導していつてもらわれないと結果的に支障を来すという結果を招来しますので、この点だけ特に申し上げておきます。

次に、計量法で尺、貫、坪などの国民生活になじみの深い計量単位の使用を禁ずる一方で、今回の改正案の中に非常にむずかしい、つまりモル、ジーメンズ、パスカル、ベクレル、グレイというようななじみのない単位の導入をはかっているわけですが、かえってこれが国民になじまないじゃないか、こういうものは、いわば国民生活の取引慣行等を考慮しないで、強引に計量単位の統一を図ろうとする姿勢があるのではないかと、こういうふうな、やや無理があるのではないかと、こう思うのですが、この点、どういふふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(森山信吾君)　尺貫法を廃止いたしま

してメートル系を採用いたしました理由といたしましては、先ほど大臣からも答弁ございましたように、まず計量単位を国家的に統一することが、経済の伸展でございます。とあるいは學術の振興等の基礎を築く上で不可欠の要件であるというふうな考へておるわけでございます。

第二に、メートル系におきましては単位の基準が確定しております。かつ科学的な根拠も有しておる、それから単位相互間に密接な関係がある、こういった利便がございまして、それから三番目に、世界の多くの国々でメートル系を採用している。こういう理由によりましていわゆるメートル系の採用に踏み切ったわけでございます。

したが、いままで、ただいま対馬先生から御指摘のございました、たとえばモルでございますとかあるいはジーメンズあるいはパスカルという言葉は確かに現段階におきましてはなじみの薄いものでございまして、従来の尺貫系に比べますと、とてもなじみがないものが出てきたというふうにお考えになるかもしれませんけれども、これは国際度量衡総会におきまして国際単位といたしまして採用しようということが決議されたわけでございます。したがって、日本といたしましては、その線に沿って採用に踏み切ったわけでございます。

○対馬孝且君　何といつてもなかなかこれを徹底するというのが、非常にどこまで浸透していくかということが問題ですが、やっぱりこれは、われわれも尺貫法で習った方ですけれども、後半メートルに変えていったんですけれども、さらに今度計量単位がどちらかというと化学的な単位が変わってきているということになるわけですから、いまお答えもありましたけれども、何といつても十年前まで貫あるいは匁というふうなことが

普通であつたのが、現在店頭表示でもグラム単位に統一をされている。ようやく日常生活に浸透してきているというのが現状ですから、したがって、これらの対策について特にやっぱり学校教育を通しまして、あるいは消費者の協会などを通じて、つまり主婦等のあるいは普及の消費者協会、あるいは場を通して徹底したあれを行わなければならぬ、やっぱり徹底しないんじやないか、また、そういう方向に進んでいかないと、いかんか、と、こういうふうな考えますので、そこらあたりのひとつ対策をぜひとっていただきたい。特に要望しておきます。

○政府委員(森山信吾君)　ただいま先生から御指摘のございましたように、昭和四十九年にお願いたしました改正によりまして、環境計測の適正化を二つの制度として発足したわけでございます。

その第一の制度は、高度な化学計測の知識、技能を有する計測技術者の確保という観点から環境計量士制度というものをつくったわけでございます。五十年の三月以来すでに四回国家試験を実施いたしました。現在二千三百二十名の方が環境計量士としての登録を受けておられるわけでございます。環境計量証明事業所及び一般事業場におきまして環境計測の総合的な技術管理者としての活躍をお願いしているところでございます。

それから第二の制度は、濃度、騒音の環境計量証明事業者の信頼性を高めるために、いわゆる事業者の登録制度を採用したわけでございます。現在、全国で濃度関係が七百七事業所、騒音関係が七百七十一事業所が登録を受けておりまして、さら

に全国団体でございます日本環境測定分析協会、または都道府県ごとの事業者団体を通じて測定分析制度の向上に寄与しておるところでございます。

○対馬孝且君　そこで今回の改正案で公害計測器のうちの大気汚染、特に原簿公害にまつる問題でありますが大気汚染あるいは水質汚濁の総量規制に関連いたしまして使用される流量計と流速計、これを新たに法定計量器に加えているわけでありまして、これについての法的規制がなかったために、精度及び性能上の基準も定まっていなかったものが多いのではないかと、こういう感じがするものであります。その点につきまして信頼性の面及び使用面で問題が多いという現状があることを計量行政審議会では指摘をされておるわけですか。

そこで、この答申でも指摘されておるんですが、従来、これらはなぜこの規制の対象になつていなかったのかということが第一点であります。

それから審議会の答申で、電力の取引に関連して使用される力率計と最大需要電流計を法定計量器に指定することを求めているが、改正案の中ではこれが除外をされているわけです。この点、どういふふうに除外をされたのかという点を、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(森山信吾君)　まず、御質問の第一点からお答え申し上げますと、流量計、流速計、今回新しく追加をお願いしておるわけでございますが、御指摘のとおり従来やっていなかったわけでございます。これは従来、生産プロセスにおきまして流量あるいは流速の制御あるいは河川等の水量測定用といったしまして、こういった流量計、流速計が用いられておったわけでございます。いわゆる計量法上の規制対象とはいたしておりませんでしたが、事業者の自主管理にゆだねてまいってきたわけでございます。ところが、御承知のとおり、昨今、公害規制の強化に伴いまして、特に四十九年大気汚染防止法の改正によりまして大気関係

の総量規制の導入あるいは一部地方自治体におきまして水質関係の量的規制の導入によりまして、流量計等の計量器が必要になってきたということでございまして、当時、従来の流量計等がそのまま排ガス用または排水用に用いることができなかったわけでございますが、今回そういった観点から新たに付け加える必要がある、緊急性が高まってきたのではないかと、こういうことでございまして、いわゆる大気及び水質関係の流量計等をあわせて、今回、計量法の対象とさせていただきますというところでございまして。

それから、御質問の第二点の力率計の関係でございますが、御指摘のとおり、五十一年十二月の計量行政審議会の答申におきまして、電力の取引に関連して使用される力率計及び最大需要電流計につきましても、法定計量器に指定するかどうかにつきましても検討する必要がある、こういう御指摘をいただいたわけでございます。

しかしながら、力率計について申し上げますと、製造されます力率計のうち電力取引用に用いられるものが極めて少ないという実態がございまして、それから電力取引用の力率計と電力取引以外の用途に用いられる力率計との間に構造上の差がなくなってきたという点がございまして、それから第三に、電力取引用以外の力率計につきましても新たに法定計量器とする積極的な理由がない、こういうこと。それから四番目に、計量法によります規制を行わなくても、定期的に第三者機関の検査を受けさせる等の手段がございまして、そういったことによりまして測定の信頼性がある程度確保できる。こういったような理由によりまして、今回、法定計量器に追加することを見送ったわけでございます。

それから最大需要電流計につきましても、電気用品の技術上の基準を定める省令というものがございまして、これはことしの三月一日に施行されたわけでございますが、これと同様の目的を達せられまます電流制限器が製造できるようになりまして、この最大需要電流計は非常にコストが高

いという理由もございまして、恐らく法定にいたしました使用されないんではないかと、こういう理由によりまして、今回の法定計量器に追加することを見送ったと、こういう理由でございまして。

○対馬孝且君　一応、審議会の中で先ほどお答えになったようなあれがあるわけでありまして、ただ公害の規制上、公害の観点から今回の計量法改正の中にもういったあれを除外しても十分に機能を果たし得ると、こういうふうには理解していいんですか、この点。その点伺っておきたい。

○政府委員(森山信吾君)　審議会から答申がございまして、私も一つ一つ慎重な配慮をしたわけでございますが、ただいま先生から御指摘のございましたように、法定計量器に指定したさなくとも企業の自主管理によりまして十分目的を達成されるというものにつきましては、その事業者の自主的な管理に任せるといふことでございまして、それに対する行政指導は十分やってまいらうと、こういうことでございまして。

○対馬孝且君　その点、今後の課題の一つとして、やっぱり公害上の問題にまつる問題ですから、いま答弁の中では、かなり機械の質、価格の問題とか、いろいろなことにも触れられましたけれども、より機能が、そういうふうな公害上の観点からしてやるべきことが望ましいというのであれば、私は、やっぱりこれからの課題としても十分検討していただきたい、こういうことを強く申し上げておきます。よろしゅうございまして、その点伺います。

○政府委員(森山信吾君)　御指摘の趣旨を体しまして十分検討させていただきますと思います。

○対馬孝且君　それじゃ、消費者保護対策の立場からちょっと伺いしたいと思います。

従来の計量法の改正においては、消費者保護対策というの、先ほども説明の中で大臣から国民の立場ということをお願いしたことがありますが、したがって、この計量の適正化が盛り込まれる場合は多かったわけですが、今回の改正案には、消費者保護対策の強化については触れられて

いないんじゃないかという感じがするわけです。この点について計量行政審議会の答申におきましても、単位価格の表示制度、つまりユニプリシング及び内容量の数値の単純化、標準化の推進について検討するよう言及されておりますが、今回の改正案に消費者保護対策が含まれなかったという点についてどういふふうにお考えになつておられるか、この点をお伺いします。

○政府委員(森山信吾君)　今回の法律改正をお願いいたしております事項は、先ほど申し上げておりますとおり、四十八年八月に出しました、通産大臣から計量行政審議会に出しました諮問を受けてやっておりますわけでございますが、すでに消費者保護関連事項につきましては中間答申を得まして四十九年に法律改正をさせていただいたわけでございます。その際、計量販売の促進と正味量の表記商品制度の強化につきまして法的な規制を講じさせていただいたわけでございます。

それから、五十一年の十二月の答申におきましては、いま先生から御指摘のございました二点、第一点のユニプリシングの推進と、それから第二点は内容量の数値の単純化、標準化の推進というものがうたわれておるわけでございます。ただ、この二つの項目につきまして、果たして法律で規制することが正しいかどうかという点も十分検討したわけでございますし、またその審議会におきましても、いま申し上げました二点の推進はぜひとも必要でございますけれども、必ずしもその法律の中に規定することが適当であるかにつきましては、疑問のあるという御意見の方も多かったわけでございます。

ただ、計量行政というものは計量法に規定されたものによつてのみ行政をしていくわけでございます。審議会の御答申、特にいま先生御指摘の二点につきましては、行政運営上、十分配慮してやらなくちゃならぬ事項ではないかということでございまして、そういう観点から関係業界あるいは関係機関との連携を図りつつ、行政指導あるいは調

査の貫徹を期すと、こういうようなことでやっ  
まいりたいと、かように考えておるところでござ  
います。

○対馬孝且君 この計量行政審議会の答申におい  
て、先ほど申しました単位価格表示制度、つまり  
ユニットプライシングの普及についてやっぱり指  
摘があるわけですね、はっきり言って。

そこで、いまあなたが答えになっているんで  
ありますけれども、昭和四十七年に消費者保護会  
議が開かれておりまして、この普及推進がここ  
で決まっておりますが、これに基づいて通  
産省、農林省、経済企画庁の関係省庁が通達を  
出しておるわけですよ。これは御案内のとおり  
だと思っております。そこで、この調査実験事  
業を行うなどの普及を図っているという点であ  
りましても、実際にしかり昨年通産省が実施を  
した主要十品目の調査によれば全体の実施率は五割  
に満たなかったと、こういう結果がこの調査  
報告で出てくるわけですよ。したがって、この  
ような普及率が低いのは、一般小売店が積極的  
でないんじゃないかという点が挙げられるわけであ  
りますから、そういう意味で私は申し上げていま  
す。それから、そういう観点からいいます  
ならば、やっぱり消費者保護のためのその普及  
を、さらに図るべきであるというふうにお考えに  
なっているのか、この点お伺いしたいと思いま  
す。

○説明員(野崎紀君) 先生御指摘のとおりユニ  
ットプライシング、いわゆる単位価格表示制度につ  
きましては、昭和五十年の八月二十日付で総企庁  
及び農林省、それと通産省、三省庁合同で日本百  
貨店協会あるいはチェーンストア協会、それから  
生活協同組合連合会といったところに要請を行っ  
ておるわけでございます。また同趣旨で都道府  
県に対しまして指導方要請を行った次第でござ  
います。また、このほか中小小売業者の団体、そ  
れから製造業者の団体に対しまして同様の要請  
を行っている次第でございます。しかしながら、

昨年の二月に私も私も委嘱をしております七百名余  
りの消費生活改善監視員に対する調査におきまし  
ては、御指摘のとおり百貨店の実施率が約四割強  
強、それからスーパーマーケット、生協等におき  
ましては三分の一ぐらゐの実施率ということに相  
なっております。必ずしも高い実施率にはな  
っておりません。また、一般の小売  
店につきましてはその実施率というのはいくつか  
詳しい数字が手元にはないわけでございますが、恐  
らくかなりわずかな率にとどまっているものと推  
定されるわけでございます。

しかしながら、昨年の十二月にまたもう一つ調  
査を行いました。事業者に対する調査を行った次  
第でございますが、これによりまして、七割程度  
やっておりますという答えが返ってきておりますが、  
それにしても余り高い数字ではございません。大  
変なばらつきがあるようでございます。

こういった必ずしも高い実施率になっていない  
原因をいいたしましては、第一にはやはり特に一般  
小売店等におきましては、これを実施するために  
相当の費用とそれから手間がかかるというこ  
とで、なかなか一概に強制できない面もあるとい  
うことでございます。それから第二には消費者の  
意識をいいたしまして、他の消費に関する情報に  
比較して、特に単位価格表示を必要とするとい  
う意識が必ずしも高くないという点もございま  
す。それから辺にも問題があるんじゃないかとい  
うふうに考えております。

したがって、私も私もいいたしましては答申  
あるいは報告、いろいろな報告にもありますよ  
うな趣旨に従いまして、今後とも事業者、特に百貨  
店あるいはスーパーマーケット等の力のある小売  
店からまず十分に実施を図っていただくよう、よ  
り一層の指導の徹底を図ってまいりたいと思いま  
すし、また同時に従来から行っております消費者  
に対するPR、啓蒙の活動というものも今後とも  
より一層充実を図ってまいりたいと、かように考  
えている次第でございます。

○対馬孝且君 実際いまあなたが認めになつて

いるように、実施率の普及度合いというのは非常  
に結果的には五割ないし六割という結果でしか  
ない。こういう問題についてやっぱりこれは消費者  
保護の立場から、これは目盛りが、量的な問題に  
つながっていくわけですから、生活に結びつく、  
直接的に結びつく問題なんだから、これはこら  
あたりをきかちとしていかないと、せっかく法改  
正するわけですから、法改正に従ってのやっぱり  
普及あるいは生活、先ほど大臣がお答えになって  
いるように国民生活を柱にしてどう改正をしてい  
くかということが基本であるという大臣の表現も  
あるわけですから、そこあたりひとつ徹底した  
対策をとってもらいたい。強く要請しておきま  
す。

そこで具体的にちょっとお伺いするんですが、  
計量器は一般の家庭の中にも温度計、体温計、あ  
るいはキッチンスケール(台所用の計量器)、ベ  
ビースケール(乳児用の体重計)あるいはヘルス  
メーター(体重計)、物差し、巻尺などがかなり  
使用されております。さらには計量米びつあるいは  
計量カップ、あるいは計量目盛りつき哺乳び  
ん、アクセサリーとしての温度計などがあるわけ  
ですが、これらの家庭計量器の適正化についてど  
ういう対策をお考えになっているのか、この点を  
お伺いします。

○政府委員(森山信吾君) ただいま先生から御指  
摘のございました計量器につきまして、それぞれ  
現在とっております対策をお答え申し上げたいと  
思います。

まず、ガラス製の体温計でございますが、これ  
は場合によりましては生命にも関係するという大  
変重要なものでございますので、製造事業登録制  
を全面的にとっております。それから全品検査で  
ございまして、検査を通つたもの以外は一切売  
ちやいかぬと、いわゆる譲渡禁止の制度もとつ  
ております。さらに、どういふ方でも販売され  
るということになりますと大変困るという問題もござ  
いますので、販売されるいわゆる販売事業者の登  
録制ということでございまして、メーカー段階

あるいはその販売段階のダブルチェックということ  
で慎重な配慮をしておるところでございます。

それから、御指摘のございましたヘルスメータ  
ーでございますとかあるいは乳児用のばかり、あ  
るいはキッチンスケール、あるいは板付のガラス  
製の温度計、あるいは二メートル以下の巻尺、こ  
れは繊維製と合成樹脂製と両方ございまして、そ  
ういった巻尺及びバイメタル方式の温度計につ  
きましては、いわゆる家庭用の計量器制度という  
ものがございまして、その制度によりまして、製  
造事業者等に対しまして技術基準適合義務という義  
務を課しております。それから家庭用のマル正  
マーク——マルの中に正しいという字を書くわけ  
でございますけれども、そういったラベルを必ず  
張るという義務を課しておりますとともに、販売  
事業者に対しまして、そういったマル正マーク  
が必ずついておる物を販売しなかつたならないと  
いう義務づけをしておるわけでございます。

なお、最後に御指摘のございました計量カップ  
あるいは哺乳びん等につきましては、いわゆるこれ  
は家庭で使用されておるわけでございますけれど  
も、現在計量法の規制対象とはいたしておりませ  
ん。メーカーの自主的な品質性能管理にゆだね  
ておるわけでございますが、哺乳びんあるいは計量  
一式米びつ等につきましては、家庭用品品質表示  
法あるいはJISマーク等によりまして最大容量  
の適正化を図る、こういったほかの法律の面から  
もチェックをできるというシステムを採用して、  
厳重に取り締まりをしておるという段階でござ  
います。

○対馬孝且君 何といたしてもこれ、扱い方によ  
てはいつもお答えあったように生命にかかわる問  
題にも発展することですから、往々にして結果が  
でかくなってからこうするあつたという対策で  
はなしに、ひとつ事前チェックを厳正にしてい  
たい、そういうことのないように取り扱って  
もらいたい。

これ、最後一問で終わります。簡潔にお答え願  
いたいんですが、家庭用の計量器——体温計など

の一部のものを除いて、法定外計量器としてほとんど検定の対象から除外されているわけだ。しかしながら、一般家庭においてはその計量器を信用して使用しているのだから、中にはキッチンスケールで郵便物の小包等の重量をはかって料金の計算をするような場合もあるわけだ。こうした場合、計量器の誤差が大きいと日常生活にも支障を生ずることがあると思いますので、家庭用の計量器の適正化についての検討を行うべきではないかと、こう考えますが、いかがでしょうか。

○政府委員(森山信吾君) いわゆる家庭用の計量器につきましては、都道府県あるいは特定市におきまして立ち入り検査でございすとか、あるいは試買検査——試みに買う、購入するという試買検査あるいは一般消費者からの苦情等を通じて、技術基準の遵守が確保されるように指導しておるわけでございます。したがって、特に検定の対象とする考えはございませんけれども、今後とも品質、性能の適正化に遺憾なきを期したいということをお考えおるわけでございます。

それから精度の問題、いま先生から御指摘のございました例によりまして、精度に必ずしも信頼性がないではないかという点もあるかと思ひます。そういったものを想定いたしまして、先ほど申し上げましたようないろいろな検査等を通じて、十分その精度の強化も図ってまいりたいということでございます。御指摘の御趣旨を体しまして、今後とも指導の強化に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○対馬孝且君 時間の関係でまだあるんですけども、これでやめますけれども、いま何と云ってもやっぱり家庭用のこの計量器がどういふように適正化するべきかということが一番現実の問題です。それから、いま局長がお答えになっているけれども、ここらあたりをこれから厳正にひとつ行政指導の中でできちんと指導して、改正によつてのそういう障害なり影響なりということより、むしろメリットが多かったということにこれでいかなうか。

プラスにならないわけですから、そういう面をひとつ十分に配慮してやっていただきたいということとを強く申し上げて私の質問を終わります。

○馬場富君 質問いたします。

本改正案は、計量単位の追加と法定計量器の追加、手数料の限度額の改正をその内容としておりますが、改正案が提出された背景について説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(森山信吾君) 今回改正をお願いいたしております趣旨は、提案理由でも御説明申し上げましたように三点ございまして、第一点は計量単位の追加でございます。それから第二点は法定計量器の追加でございます。第三点は手数料の最高限度の引き上げをお願いしたいということでございます。

【委員長退席、理事大谷藤之助君着席】

まず第一点の計量単位の追加につきましては、いわゆる国際的な動向という問題を踏まえまして、国際度量衡総会というものがございまして、メートル条約に加盟しておる国々が、それぞれこの国際度量衡総会の決議を尊重しなかつたらぬという位置づけにあるわけでございます。わが国におきましてはメートル系を採用して以来、この国際度量衡総会の決議がある都度、所要の手続を経まして法律の改正をお願いしておるわけでございますが、今回、モルでございますとか、あるいはジーンズ等の単位につきまして改正をお願いしたいということでございます。端的に申し上げますと、国際的な動向を踏まえましてわが国としてもそれに対応したいというのが第一点でございます。

それから、第二点の法定計量器の追加につきましては、いわゆる公害規制の問題がございまして、大気汚染でございますとか、あるいは水質汚濁につきましても公害規制の進展が進んでまいりました。こういったものに対応いたしまして、従来法定の計量器といたしておりました流量計、流速計等につきまして、十分そういった計量にたいえ得るような品質を持つ計量器というものを確保

してまいりたいという観点で、新たに法定の計量器として追加をお願いしているというわけでございます。

それから第三点の手数料につきましては、法律で手数料の最高限度を決めておるわけでございますけれども、

【理事大谷藤之助君退席、委員長着席】

すでに四十八年以來、その最高限度に到達いたしましたので、なかなか検査あるいは検定等の事業に差し支えが生じておるといふような事態も発生いたしておりますので、この際、手数料の最高限度の引き上げをさせていただきたい。以上三つのポイントを踏まえまして、背景その他を御説明させていただきます。

○馬場富君 先ほど品質がございましたが、わが国の計量法についてはメートル法への統一ということを中心にしてございすと思いますが、メートル法がわが国に実施されたのは明治初年導入されて百年の歴史をいま持つておるわけでございますが、まあ現在はその中で尺貫法のように日本人の生活の中に密着して使用されておるものもございすし、また航海等で使用されておる海里等のように、実はそういう仕事の上で欠かせない状況になっておるといふものもございす。そういう意味で、この計量法については単に法律で決めればよいというわけにいかぬ。そういう日常生活とか、その業務においての問題からも出てくる点

がずいぶんあるわけですね。そういう点で、今後こういう改正に当たって、計量法として考えていかなきゃならぬ基本的な考え方を少しここで説明してもらいたいと思うのです。

○国務大臣(河本敏夫君) 計量単位を確立し、その統一を図ることは、計量制度の基礎をなす重要なことではあります。メートル単位系統一は歴史に見られますように、きわめて苦勞の多い、むずかしいことであることは御指摘のとおりでございます。

今回計量法に新たに追加される計量単位につきましては、関係省庁と十分連携をとりながら、広く

く学界、業界の協力を求めまして、学校教育、日本工業規格、計量記念日を中心とした啓発活動等を通じて周知を図り、その普及に努めてまいりたいと存じております。

○馬場富君 本法による計量単位は、長さ、重量、時間等の基本単位と、広さ、速さなどの基本単位の組み合わせによる誘導単位と、並びにキロメートルとか、あるいはミリグラムなどの基本単位の補助としての補助単位の三つの体系から実になつておるわけでございますが、今回の改正で、基本単位に物質量のモルが加えられておりますが、この単位を基本単位に加える理由と、それによる利点ですね、それを御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(森山信吾君) ただいま御指摘のございましたモルを、物質量の基本単位といたしまして採用しようとしております理由といたしましては二点ございす。

その第一点は、モルが他の基本単位の組み合わせによつて誘導されるものではないという理由でございます。むしろ他の単位の組み立て要素となる基本的な単位であることが第一点の理由でございます。

それから第二点の理由といたしましては、国際度量衡総会におきましてこのモルを物質量の基本単位とする旨の決議がなされた、この二つの理由によりましてモルを基本単位として採用したいというお願いをしておるところでございます。

それからモルにつきましては、いわゆる化学関係でございますけれども、この化学関係の研究者や、あるいは現場の技術者の間で主として使用されている単位でございます。余りポピュラーなものではないと思ひます。ほとんど日常生活に使われることはないかと思ひますが、そういった化学関係、あるいは学術関係におきまして非常に使用される。しかも、そういうものは国際的な相互関連性が非常に強いということでございますので、先ほど申し上げました二つの理由と同時に、今回改正をお願いしているわけでございますが、基本

的な単位としたしましてモルを採用していただきますならば、そういった関係の方々に対する利便というものは大変大きなものがあるのではないかと、こういうふうにご考慮願います。

○馬場富君 次にもう一点は、照射線量の単位を、現在一般的に使われているレントゲンからグロン毎キログラムに改める、このなじみ深い単位がこういう新しい単位に切りかえられる、こういう点についての一般の理解というのは非常にむずかしいのではないかと、その点での対策をどうするか、御説明願いたいと思います。

○政府委員(森山信吾君) ただいま御指摘のグロン毎キログラムという計量単位につきましては、御指摘のとおり、国民生活の上ではさほどなじみがないわけですが、専門の学術研究または産業分野等におきましてはかなり頻繁に使用される単位でございます。計量単位の国際性でございまして、あるいは計量単位の国家的統一の必要性にかんがみまして、今回追加をお願いしておるわけでございます。いま申し上げましたように一般にはなじみがないわけですが、専門の方々の間にはさほどなじみがないわけではございませんで、専門の方々の間にかなり頻繁に行われると言いましても、やはり計量単位として採用するからには、広く国民の方々に御理解を得なくちゃならぬという点もよくわかりますので、学校教育等を通じて十分なPRに努めてまいりたい、こういうふうにご考慮願います。

○馬場富君 次に、環境計測器の規制は、前回の四十七年の改正によって計量法に導入されたものでございまして、現在どのような体制になっているか、これを説明していただきたいと思います。

○政府委員(森山信吾君) 濃度計、騒音計、振動計につきましては、製造事業の登録制を採用いたしましたし、それから検査規程に基づきます社内検査の遵守義務を課しております。そういうことによりまして、一定以上の品質、性能の確保を図っておるわけでございます。

それから計量器個々の信頼性を担保するため

に、計量法ではいわゆる検定制度というものが採用されておるわけですが、ガラス電極式水素イオン濃度計、あるいは非分散型赤外線式濃度計及び騒音計につきましては、検定を行っていただくわけでございます。

なお濃度計につきましては、使用段階におきまして濃度値が正確にわかっております標準ガスまたは標準液で校正して使用しないと正確な計量ができないということから、JISに定める方法による校正をしつつ使用するように政令によりまして義務づけを行って、こういうことでござい

ます。

○馬場富君 そのために環境計量士の資格認定制度が導入されたわけですが、現在までの資格認定の実績とその活動状況を、簡単に御説明願いたいと思います。

○政府委員(森山信吾君) 濃度、騒音、振動などの環境計測につきましては、御指摘のとおり高度の知識と技術能力を必要とするわけですが、その人材を確保するために、昭和四十九年の法改正によりまして、環境計量士登録制度が導入されたわけでございます。それ以来すでに四回国家試験を実施いたしております、現在までに二千三百二十名の方々が環境計量士としての登録を受けておるわけでございます。

これらの環境計量士の方々は、計量法の規定に基づきます環境計量証明事業における管理責任者、または一般事業場におきます環境計測技術者として働いていただいている、こういう状況でございます。

○馬場富君 今回の法案の中に、流量計並びに流速計が法定計量器に入ったわけですが、これらの検定についてはどのようになさるか、御説明願いたいと思います。

○政府委員(森山信吾君) 流量計等の検定実施のために、まず検定基準の設定と、それから検定の基準器の研究開発、さらには検定機関の体制整備等が必要でございます、現在その準備作業に着手しつつございまして、それぞれ純技

術的な実験研究を伴うものでございますので、検定開始までにはまだ時間がかかるのではないかと、こういうことでございます。したがって、御指摘の検定がどうなっているかという点につきましては、現在準備中ということでございます、準備が整った次第検定を開始してまいりたいというふうに考えておるわけでございますが、ただその間、御指摘の環境計量器につきましては十分なる品質の担保をする必要がございますので、事業登録を通じて、あるいは検査の届け出あるいは遵守義務等を通じて品質、性能の強化に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○馬場富君 まだ決定されていないということですが、一応業界等の状況を聞いてみますと、この流量計並びに流速計については製造会社等に検定の設備を持つという条件がつくのではないかと、そういうような一つは危惧がございしますが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(森山信吾君) 法定の計量器に指定されますと、検定の制度の適用がなくとも、それぞれの事業所の中におきまして検査設備を持つことが義務づけられるわけでございます、ただいま先生の御指摘になりました点は、恐らく検査設備というふうな点ではないかと思っております。これは検定の義務を課されなくても、まず法定の計量器に指定されますと、当然に各事業所ともその検査設備というものを十分なるものとして備えることを義務づけられるわけでございますので、検定とは直接関係はないのではないか、こういうふうにご考慮願います。

○馬場富君 その点につきましては、たとえば流量計等の検定については、特に大口径の流量計等については大きな設備が必要と、その検定のために莫大な投資が必要と、この点が起ってくるわけですが、こういう点については、外国等の例もございまして、研究していただきたいと思います、やはり原理に合った状況で類推するような形で、この検査方法が行われるかどうか

という点がいま業界でも考えられておるわけでございますが、その点についてはどうでしょうか。

○政府委員(森山信吾君) ただいま御指摘の点でございますが、流量計と申ししても、それぞれ大きさが違っていると思っております。したがって、法定の計量器に指定されなくても、それぞれの会社でお使いになる用途に応じてその大きさ、口径の違いが出てくるわけでございます、私どもとしましてはきめの細かい検査設備等の指導をやりたいということでもございまして、御指摘のとおり、画一的あるいは推定的にこの検査設備のチェックを行うということは慎んでまいりたいということでございます。

○馬場富君 それに並行してもう一点は、そういう場合のやはり型式承認というのがございすね。その、やはりいま業界等では簡易化が強く要望されておりますが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(森山信吾君) いわゆる型式承認につきましては、先ほどお答え申し上げましたと同じように、画一的に行うのではなくて、御指摘のような御趣旨を踏まえまして、実情に合ったような型式承認の制度を採用していきたいというふうに考えます。

○馬場富君 次に、あとは消費者保護の観点に立ってお伺いしたいと思います。

計量行政審議会の委員の構成でございますが、その中で消費者側は何名中何名でしよう。

○説明員(三野正博君) お答え申し上げます。現在、計量行政審議会の委員は、会長一名、その他二十八名で、全員二十九名でございますが、消費者関係の委員と見られる方は五名でございます。

○馬場富君 この計量器につきましては、特に消費者との関係が非常に密接にあるわけです。そういう点でやはり、いまの御説明聞きますと、消費者団体の人員が非常に少ないんじゃないか。そういう点ではこういう人選等についての基準はどのように考えていらっしゃるか、ひとつ御説明

願いたいと思います。

○政府委員(森山信吾君) 計量行政というものを、国民の基本的な制度の一つといたしまして審議をしていただく機関でございます。御指摘のとおり大衆消費者の方々の声を反映させていただく必要の特に強い審議会ではないかと思ひます。したがひまして、先ほど計量課長から御答弁申し上げましたとおり、私どももいたしましてはできるだけ多くの消費者を代表される声を聞かしていただくという気持ちで委員の構成に当たっておるわけでございまして、五名の方が消費者代表といつかつこうで入つていただいておりますわけでございまして、こういう方々の御活動を通じて計量行政に反映させていただくというようなことを考えておるわけでございます。

それから、さらに申し加えますと、それぞれ部会がございまして、たとえば尺貫法の取り扱い等につきまして先般私どもは、一定の条件のもとで尺系の目盛りつきの長さ計の製造販売等の禁止を緩和したわけでございすけれども、その際は計量単位の専門部会というものを設けたわけでございす。そういったそれぞれの関係の部会等には、さらに多くの消費者の声を代表されるような方々を御参集願ひまして、より広く消費者の方々の御意見が反映できるように審議会の運営を図つてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○馬場富君 五十一年の十二月に出された計量行政審議会の答申の中でも、いわゆる消費者保護対策について触れられておるわけでございすけれども、今回の改正案の中には消費者保護に関する規定というのは全然出ておりませんが、そういう点はどうでしょうか。

○政府委員(森山信吾君) 五十一年の十二月に計量行政審議会からいただきました答申は、いま馬場先生御指摘のとおり、消費者関係に対する配慮といふものも十分やるようにという御意見を承つておるわけでございす。そこで私どもは、今回法律改正をお願いしておりますのは、冒頭に申し上げました三点でございますが、御指摘のとおり消費者関係に対する配慮の規定が入つていないではないかといふことでございす。これにつきましては、昭和四十九年の改正の際に取り入れさせていただきます。今回は四十九年の改正の際に落ちたところを中心として、それによりまして一応全面的な改正という審議会の御答申にこたえたものではなかつたかといふふうに考えておるところでございます。

なお、法律の中に規定すべき事項と、計量行政といたしまして特に運営上留意すべき点といふものとの区別はございすので、今回法律改正の中に消費者に対する配慮規定といふものは特にうたつておりませんが、たとえばユニットブライシングの推進等につきましては、法律改正を伴わなくても行政運営で十分に配慮していきたい、それが審議会の御答申にこたえる道ではなからうかといふふうに考えておるところでございます。

○馬場富君 次に、やはり同じく消費者保護の面からの計量問題として商品の数値の単純化ですね、あるいは標準化の推進が挙げられておるわけでございす。この点は計量行政審議会の答申でも触れられております。特に牛乳などについては、特殊容器の採用などを行つて実験等も進められて普及を図つてみえるようございす。現在これについてどのように進められておるか、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(森山信吾君) 最近におきまして消費者生活の高度化でございすとかあるいは消費物資の商品の形態、内容、量の多様化に伴ひまして、消費者の方々の合理的な商品選択といふものは大変むずかしくなつておるということがあるのではないかと思ひます。

現在、計量法に規定されております特殊容器制度、たとえばいま先生御指摘のございました牛乳びん等でございますが、そういうものの販売、つまり牛乳等の販売に当たりましてはその内容量の単純化、標準化に寄与しておるというふうに認め

られるわけでございすけれども、さらに生活関連商品の規格化を関係業界を通じて推進するようになり、いま行政指導してまいつておるところでございます。また、商品の内容量の単純化、標準化につきまして、その実態調査、分析、経済性の研究もあわせて行つておるわけでございす。それから、消費生活関連商品の内容量の単純化、標準化につきましては、製造設備でございすとか、あるいは洗浄設備等の総入れかえの場合によつてはしなくちゃならないという問題もございすし、あるいは流通面におきましても、たとえば運送コンテナのサイズの変更等をしなくちゃならぬということになりますと膨大な設備投資を要するわけでございす。こういうことになりますと、商品価格の上昇にはね返るおそれがあるといふような問題もございまして、商品の選択の幅が狭められるという問題になりますと、消費者の側から見ましても果たしてプラスであるかどうか問題があるという面もございすので、大変むずかしい問題でございすけれども、こういった問題につきま

しては十分実態調査を行ひました上で、適正な判断を加えてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○馬場富君 次に、日本消費者協会等に寄せられる相談の中には、量目不足に関する苦情が圧倒的に多いといふふうに言われております。計量器は定期検査が行われても、その使用方法が適正でなければ何も意味がないということになると思ふんです。そういう点で、関係当局は適正な、ごまかしのない計量の確保にどのような努力をなさつておるか、ちよつとお聞かせを願ひたいと思ひます。

○政府委員(森山信吾君) 消費者保護の観点から量目の適正化を図るために、現在面前の計量商品といたしまして三十九品目指定いたしております。これは精米でございすとか、食肉でございすとか、灯油等でございす。それから正味量の表記商品といたしまして百七十一品目を指定いたしております。これはハチみつでございすとか、

か、精米でございすとか、バター等でございす。こういったふうになつてそれぞれ法令指定をいたしております。これらにつきましては、政令で定める量目の公差、まあ公差と申しますのは一定の誤差といふまいしょうか、許容される誤差の範囲といふまいしょうか、そういった量目の公差を超えないでなければならないといふふうな義務づけをしておるわけでございす。

これらの商品につきましては、量目公差を遵守していかうかにつきては、デパート、スーパー、あるいは一般小売店等に対する都道府県あるいは特定市による立入検査を随時実施いたしております。そのほか、特にお中元の季節でございすとかお歳暮の季節等につきまして、いわゆる年末年始でございす。そういうときには、全国的に一律にある種の商品につきまして立入検査を実施するといふことでございまして、計量管理の推進と不正の絶滅を期すべく積極的な指導を行つておるというところでございす。

それから、量目の遵守状況を監視するために、各通産局、都道府県及び特定市におきまして試買検査を実施して、量目不足がございました場合には厳重なる改善の指導を行つておるというところでございす。さらに都道府県及び特定市によります立入検査が合理的かつ統一的行われましますように、そういった方々に対して立入検査のマニュアルといふものをつくりまして、一定の基準のもとに立入検査をしていただくというそのマニュアルを策定中とございまして、今後とも量目の適正化を図るために適宜適切に対処してまいりたいといふふうに考えている次第でございす。

○馬場富君 それにつけ加へまして、量目の表示がないものが多いふん多いといふ点について消費者からの苦情が多いわけですが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(森山信吾君) いわゆる密封商品のうち、精米、ハチみつ等百七十一品目につきましては、先ほど申し上げましたように政令指定をいたしまして、一定の許容誤差を超えない範囲で正し

く計量すべきことを義務づけるわけでございます。政令で指定いたしました以外の商品につきましては、特に密封商品につきましてもこれは指定商品に準ずる扱いをしないということが法律で決められておるわけでございます。この条項によりまして政令指定商品以外につきましても、都道府県あるいは特定市を通じて適正に計量するように指導してまいっているわけでございます。

○馬場富君 次に、家庭用のガスメーターとか、あるいは水道メーター、電力メーター等の検定制度はどのようなようになっておるか、御説明願いたいと思います。

○政府委員(森山信吾君) 国民生活に直接関連いたしますガスメーターあるいは水道メーター、電力計等は、すべて検定に合格したものでないと使用してはならないということでございまして、これは全品検定合格のものを使用せよということでございます。検定は都道府県あるいは日本電気計器検定所におきまして検定を行つてゐるわけでございます。

それから、使用中のものの精度保証につきましては、機器の使用実態に応じて検定の有効期間を設けて、有効期間経過後は使つてはならない、こういうことを指導しておるわけでございます。

○馬場富君 その期間を設けるということは理解できますが、これについて定期検査というのはいわけですわね。そういう点につきまして、これはもし故障が起きたり、そういうようなことで表示が不明確になった場合に、国民生活に損失を与える、そういう問題もあるわけでございますが、この点についての配慮はどうでしょうか。

○政府委員(森山信吾君) ガスメーターでございますとか水道メーター、あるいは電力計等につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、検定あるいはまあその以前の型式承認の際に連続試験を行ひまして、有効期間中一定の精度が保たれるかどうかを十分確かめた上でオーケーを出しておるわけでございます。したがいまし

て、私どもといたしましては、通常、一定の期間内でございますとその精度は確保されてゐるのではないかとこのように考へるわけでございます。

しかしながら、いま馬場先生から御指摘のございましたように、有効期間であっても故障が起るおそれがあるのではないかとこのようにございまして、そういうものに対して定期検査をやつたらどうかという御指摘でございます。まあ現在、こういったメーター類がどの程度普及しているかということをお調べするために申し上げますが、たとえば都市ガスのメーターでございますが、これは全国で千四百三十七万件でございますし、それからLPガスは千九百万件でございますし、水道メーターにつきましては二千六百万件、電力計につきましては四千五百万件ということでございまして、果たして物理的に定期検査できるかどうか、大変問題の点もございまして、定期検査をするという方向も有益な御意見でございますけれども、私どもは物理的に検査ができないという状況を踏まえまして、十分品質が担保できるような行政を行うべきではないかということでございまして、その点からの行政指導を十分強化してまいりたいというふうに考へておる次第でございます。

○馬場富君 次に、計量器の管理の適正化については、法的な問題ではなくて、企業の自主的な努力に任せられるというのが現状のようでございしますが、ここにおきまして、特に消費物資にあつては、消費者はその商品の表示を信用して買つたわけでございますし、内容量が正しく計量されてゐるかどうかということは消費者保護の立場からも重要な問題でございます。こうした観点から計量管理の適正化については、関係当局がやはり企業任せにせずに十分に指導して対処すべきであると、このように考へますが、これに対する御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(森山信吾君) 計量法によりまして、各種の規制その他の措置を講じて十分満ち足りるべきを期してゐるわけでございますけれども、必ずしも法律によつてのみ取り締まりを行う、いわゆ

る取り締まり万能主義だけでもいけないのではなからうかということもございまして、先生御指摘のとおり、ある部分におきましてはいわゆる企業の自主的な計量管理というものをやっていたらいいおるわけでございます。計量管理の推進にとりましては、人的な要素あるいは物的な要素あるいは計量管理システムの確立といったようなものが不可欠でございます。これらの要件を自主的に整へるような指導を十分してまいりたいということでございまして、要件の整つておりますものにつきましては、自主的な管理に任せましても特段の支障を生じないのではないかということでござい

ます。もともと、内容量の表記につきましては、計量法上の量目公差の規制等の措置が定められておりますので、都道府県、特定市を通じて本措置の実施の徹底を図るとともに、関係事業者が適正な表記を行うようその計量管理等につきまして十分な指導をやつてまいりたいというふうに考へてゐるところでございます。

○馬場富君 最後に、先ほど来一貫して私申し上げましたが、特に計量器の管理につきましては消費者に密接な関係がある点でございます。そういう点で委員等についてのことも意見を申し上げましたが、やはり法の範囲のいゝるな適用や運用面におきかしても、全部が日常生活に關係したことでございまして、どうかそういう点で、やはり消費者をもつと考へた上での運用に力を入れていただきたいということをお願いいたしまして質問を終わります。

○安武洋子君 計量法の改正について御質問申し上げます。おれども、今度の計量法の改正は、一つは計量単位と法定計量器の追加、それから諸手数料の引き上げ、こういう内容でございますけれども、特にその中で手数料の値上げ、こういうものが中小企業へのはね返り、影響というものが出るのではないかというふうな心配がございしますが、この点いかがでございますか。

○政府委員(森山信吾君) ただいま安武先生から

御指摘のございました、今回の手数料値上げをお願いしておりますことによりまして、中小企業者に影響が出るのではないかという点につきましてお答え申し上げます。

まず、今回手数料の値上げをお願いいたしております理由といたしましては、昭和四十八年以来法律の最高限度額が据え置かれておるわけでございます。実際に検定あるいは検査をやつていただいております、たとえば都道府県あるいは特定市の方々に大変御迷惑をかけているということもございまして、何とか手数料の最高限度の値上げを認めていただきたいというお願いでございます。しかしながら一方におきまして、御指摘のとおり値上げをすることによりまして中小企業の方々が迷惑をこうむつてはいかぬということも十分私どもとしましては案を考へておるところでございます。ただ、いま申し上げましたように、四十八年以降据え置かれてゐるという実態がなかなか問題もあるという点もございまして、その点につきましては御理解を賜りたいと思つた次第でございます。

今回の改正のうちに、特に中小企業の方々に關係のある、たとえば製造登録でございますとか、あるいは販売登録、修理登録等につきましては、計量法上は、一たん登録を受けますと十年間は有効であるということでございまして、もちろん、一回手数料を払えば十年間有効だから値上げしても構わないという理屈にはならないわけでございますけれども、十年間の問題であるということと、それから、現在すでに登録を受けておられます方々が、十年たちまして新しく登録を更新されるという場合には、新規登録に比べまして半分の手数料にしたいというように考へておりますし、それから、特に中小企業性の強い製品、たとえば回転尺でございますとか、あるいは皮革面積計等につきましてはできるだけ手数料の引き上げ幅を小さくしたいということでございまして、二割から三割以内にとどめる、こういうようなことを十分配慮いたしまして、全く中小企業の方々に

への影響がないとは申し上げかねるわけでございますけれども、何とかその辺を御理解を賜りたいということでございます。

なお、この法律で手数料の最高限度を決めていただきますと、実際に具体的に料金をどの程度にするかというものは手数料令という政令で決めるわけでございます。その政令で決める際に十分なる配慮はさしていただきたい、かように考えておる次第でございます。

○安武洋子君 計量がより正確に行われなければならないということで計量器そのものの精度、それは確実に保証するという立場から私若干の質問とそれから御提案を申し上げたいと思ふんです。

一昨年十一月に揮発油販売業法が成立いたしました。昨年中、その中で、粗悪なガソリンが販売されることがないようにガソリンの中の灯油分の基準やその分析、これが義務づけられておりますけれども、その要旨について御説明いただけますでしょうか。

○説明員(廣重博一君) 御説明させていただきます。

先ほど先生御指摘の揮発油販売業法は、ガソリンの品質の確保を図ることが一つの大きな制定の目的でございます。このために揮発油の規格といたしまして通産省令で定めることにしております。現在、灯油分につきましては体積比で四%までしか混合してはいけません。こういう規格を設けているわけでございます。かつ、この基準を守りますために揮発油販売業者は一定の資格を持ちました品質管理者というものを並びまして、この品質管理者が一定の技術基準に適合します分析設備を使いまして常時揮発油の成分の分析をする、こういう体制を通じて品質の確保を図るよう努めているところでございます。

○安武洋子君 ガソリンの中の物質の濃度を分析するガソリン分析器、こういうのがございますね、これはどのようなものか御説明いただけます。

○説明員(廣重博一君) 現在使っております分析

設備につきましては、これも揮発油販売業法の省令で基準を決めているわけでございます。具体的に、灯油分につきましては数値ではつきりとその成分比を示すこと、それからその場合の精度につきましましては「測定値の再現性の度合いが二体積百分率以下であること」を断りて申し上げます。要するに測定値のばらつきが二%の範囲にとどまること、こういうことを規定しておるわけでございます。具体的な設備の態様につきましては、これはいわゆるガスクロマトグラフィーというものの一種であるというふうに考えられております。

○安武洋子君 そのガスクロマトグラフについてお伺いいたしますけれども、この製造といふのは日立製作所、島津製作所、それから柳本製作所、この三社でつくられていたことは間違いないと思ふんですが。

○説明員(廣重博一君) 現在、技術省令に合致するものとして市場に出回っているものは、先生御指摘の三機種であるというふうに考えております。

○安武洋子君 全国でいまガソリンスタンド約五万七千なんですが、この中で一万二、三千ぐらいこのガスクロマトグラフが設置されていると思ふんです。それでこのガソリン分析器の販売と言いますのは、これは各県の石油商の協同組合ですか、ここを通じてしか購入できない、こういう仕組みになっておりますので、その結果、ほとんど一つの県は一つの機種というふうになっていると思ふんです。こういう点を御承知でございますか。

○説明員(廣重博一君) 現在三機種がどのように各地に設置されているかということにつきましては、私も一応調査してまいりましたが、その結果によりますと、一つの県が一つの機種で占められているということ、こういう実情はないようでございます。ただ先生御指摘のとおり、地方によりましては三つのメーカーの機種のうち特定のものの度合い、割合が非常に大きい、こういう事情はあるようでございます。

これにつきましては、実は分析器の設置につきまして必ずしも個々の事業者が一台ずつ設けるといふことではなくて、実際の設備の使用効率でございます。また、事業者が中小企業である、こういうことも考えまして、現在一つの分析器で九スタンドまではカバーしているという、こういうことについて指導しておりますので、そういう複数の事業者が共同使用しているという実情、それから分析設備につきましては、いづれにしましても維持管理という精度維持の保守が必要なのでございまして、そういう面から同一の機種を購入した方が便利な面もあるというふうなことを踏まえまして、先生御指摘の販売事業者の組合が、その組合事業の一環として分析設備の購入のあつせんと、こういったことをやったら結果、御指摘のような事例も出ているものというふうなことをお聞きします。

○安武洋子君 私どもが調査いたしましたところでは、東京、神奈川、山梨、これは日立です。それから埼玉、宮城、これは島津になっております。で、静岡というのには柳本というふうな、こういうふうな形になっているわけですね。そこで現在、ガソリン販売業者の間でこのガソリン分析器が、機種によって同じガソリンを分析しても違った結果が出てくるというふうなことが問題にされているわけなんです。機種ごとに精度が違ふのではないかという疑問ですけれども、埼玉県で買ったときは低い数値が出る、しかし東京に持ち帰るとはかると高い数値が出るというふうなことなんです。普通はタンクローリーで三店から四店のガソリンスタンドに配られる場合に、同じ県内のスタンドに卸される、その限りでは一県の中で私が先ほど申し上げたような一つの機種でも別に問題はないわけなんですけれども、機種の違う県をまたがって取引されるとき、機種の違うところへ取引をされるとか、機種の違う場合には、分析結果が違ってくるというふうなことが業者の間で言われているわけなんです。

このガソリンの分析器の場合は法定計器、これ

なので、当然計量法の第十三条の製造事業登録を受けている者しかつくられないわけですから、つくられた計器が正當なものであるかどうか、どのようにひとつチェックをされているのか、その辺のところを伺いたいと思ふんです。

○説明員(廣重博一君) 御説明申し上げます。冒頭に先生御指摘になりました各地域別のメーカーの機械の配置状況につきましては、実は私どもの調査と若干先生の御指摘と違ふかと思ひます。これは後ほど資料に即しまして御説明させていただきます。

それで、同一のサンプルについてそれぞれのメーカーの機械によつて出てくる結果が違ふのではないかと、こういう御指摘でございますが、実は私どもの所管団体に社団法人の全国石油協会というのがございます。これは主としてガソリンの品質の確保を図るという目的からつくられておりまして、第三者機関ということで、いろいろ試買検査等の事業を行つて、ガソリンの品質が十分保全されているかどうかを常時監視している機関でございます。そこで同一のサンプルの灯油分につきまして、現在でございますその三機種についてそれぞれ測定させたこともございますが、現在までのところ、その測定値について特に問題になるような開きが出てきているというふうな報告は受けていないと思ふんです。

なお、今後とも五十三年度の予算案におきまして、私も各通産局に現在各事業者が設置しております分析器械をそれぞれ買つていただくことに予算をお願いしておりますので、来年度におきましては、あるいは私も通産局にもこの設備を設けまして、この設備も活用いたしまして、御指摘のような問題があるかないか、十分把握してまいりたいと思っております。

○安武洋子君 現在、法二十条で業者の検査規程というのとは自分で行くというふうなことで、通産大臣に届け出るというふうになっておりますけれども、実際の検査というのは業者の自主性にゆだねられているというふうなことになると思ふんです。

思うんです。ですからいまおっしゃったように、通産省にもそれを置かれて、一つずつの機種をそれに当てはめて検査をなさるというふうなことであれば、三機種がすべて同じ基準であるかどうかということがわかるわけですが、現行ではそういうふうにならないので、言ったら業者の自主性に任せられているというふうになると思うんですね。私はこの通産省令で定められたガソリンの分析設備の技術上の基準というのが灯油の含有率がパーセントではかれるもので測定値の再現性が二%以内であることとか、それから分析結果がはつきり出るとのこととか、こういう二点が示されているわけですが、各機種ごとの計量結果が正確であるかどうかということがチェックできるものでないということがいまの問題点だろうと思うんです。

やはり私は、クロスチェックということになりまして、非常に固まった地域に同じ機種があるということでは、これはクロスチェックもできないわけですから、通産省だけではなくてもう少し一つ一つの機種が本場に正確であるかどうかというふうなことをお考え願うような余地はないものでしょうか。その点、お伺いいたします。

○説明員(廣重博一君) 御説明申し上げます。

先生御指摘のとおり、分析設備につきましては技術上の基準で一定の規格を要請しているわけですが、さらに揮発油販売業法の体制におきましては、品質管理者がその職務をいたしまして、分析に使用します分析設備を技術上の基準に合致するように維持することを義務付けております。したがって、品質管理者としましては、常時自分が使っている器械が正しい機能、性能を発揮しているものであるかどうかということについては関心を払っているわけですが、法律上は、したがって、こういった品質管理者の精度維持義務を通じて特に現状では問題はないとも考えておりますが、今後御指摘のような点が実態的に生ずる懸念もございますれば、さらにメーカーに対しましてアフターケア体制を十分整備

するよう指導するとか各種の手段を講じまして、問題のないように十分対処してまいりたいと考えております。

○安武洋子君 業者の間から苦情が出ています、おかしいという声が上がっているのは確かなんです。ですから一応お調べをいたしまして、現状がどうなっているかということ把握していただきたく、このように思っています。それからやはりこういうことが出るのには取引条件にかかわる計量器であるものとか、あるいは他の法律で一定の基準を満たすことが義務づけられている、物をはかる計量器とかというものはより正確さを要求されるわけなんです。少なくともこれらの計量器については特定の何らかの検査を行うという制度的なもの、こういうものをひとつお考え願うことはできないでしょうか。そのことをお伺いいたします。

○説明員(廣重博一君) 揮発油の分析設備につきましては、揮発油販売業法上で、一応基準維持義務を設けております。したがって、仮にその設備が基準に合致しなくなる、こういった場合に、修理あるいは取りかえという、こういった措置が講じられるものとなるものと考えております。

なお、国としましては、先ほど申し上げましたが、各事業者の分析の結果なども監視いたしますし、また私どもの方にございます、設けることになつております分析設備、さらには第三者検査機関としての社団法人石油協会の機能の活用、こういったことを通じて十分、分析設備の精度の問題については問題が生じないように考慮をしております。

○安武洋子君 いやいまこの問題だけではなく、私は一般的な計量器の問題でお伺いしているわけですが、ですから、取引の条件にかかわるような計量器とかあるいは他の法律等で一定の基準を満たすことを義務づけられているものをはかる計量器について、一般的な問題として少なくともこれらの計量器について何らかの検査を行う必要があるのではないかと、いま石油分析器を一例として挙げてお話をしておりますので、

そういう御配慮をお願いできないかと、一つの提案として申し上げておりますので、これはお答えいただきたいと思います。

○政府委員(森山信吾君) ただいままでに安武先生から例示としてお示しいただきまして議論のございましたガソリン分析器でございますが、これは計量法の立場から申しますと、いわゆる濃度計でございます。法定の計量器でございます。したがって、当然にガソリン分析器の製造事業者は事業登録を受けなければならないという義務がございますし、また、通産大臣に届け出をいたしました検査規程を守りながら社内検査を十分実施しなくちゃならぬという義務があるわけでございます。

さらに一般的に申し上げますと、法定の計量器になりますと、そういった登録の関係あるいは検査の関係のほかに、もう一つ検定という制度があるわけでございます。現在このガソリン分析器につきましては検定の制度をとっております。

とつておられない理由は、先ほどエネルギー庁の方からお話のございましたように、揮発油販売業法でそういった技術上の基準というものが定められておりますので、まあ私もいたしましては、そちらの方にゆだねまして検定の制度を特にとっていないわけでございます。ただ、先ほど問題、御指摘のございましたように、いろいろ各メーカーによりましてその基準が違ふというような問題がございます。これは計量法の立場から申しましても、大変好ましいことではないということでございます。その中で、エネルギー庁と十分協議しながら、そのアフターケア、アフターサービスにつきまして、当局といたしまして十分な配慮を払ってまいりたいというふうに考えるわけでございます。

なお、一般論として申し上げますと、やはり先生の御指摘の、あるいは御提案になりました問題は実は大きな問題でございますので、そういった法定の計量器と、取引あるいは証明用の計量器として法定されたものというものに対する十分なる

監督、指導と、同時に、それ以外のものにつきましてどういった配慮をするかという点につきましては、やはり計量法といえますものは、決められた一定の法定の計量器についてのみ厳重に守ればよろしいんだということでは相済みないではないかということでございます。やはり広く計量というものを周知徹底させる、あるいは量目をしっかりとるというような観点に立ちますと、法定の計量器以外につきましても、当然行政指導その他につきましてそういったものの普及を図ってまいりたいことは大変必要なことでございます。したがって、ただいま安武先生から御提案のございました点は、大変私どもにとりまして有益な御意見でございますので、十分な検討をさせていただきますというふうに考えるわけでございます。

○安武洋子君 終わります。

○柿沢弘治君 計量法の考え方について少しお尋ねをしたいと思っております。

計量法第一条を読みますと、「この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もつて経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。」と書いてございます。学術、産業等の国際交流の分野、必要分野で、国際度量衡総会の決議等を踏まえて計量単位を導入する、統一することについて特に異議を差しはさむものではないけれども、国内におけるさまざまな分野において伝統的な計量単位の使用を禁ずるということが、果たしてこの計量法の目的に合致するものかどうか。明治以来、わが国では尺貫法をまあやめて、メートル系の単位に統一を図ってまいりましたが、その政策そのものに私は問題があるのではないかと、いまふに思いますが、その点をまず伺いたいと思っております。

○政府委員(森山信吾君) 柿沢先生から御指摘のございました計量法の目的でございます。

お説のとおりでございます。まあ国におきましては明治十八年以來いわゆるメートル条約というものに加盟いたしまして、メートル系単位の普

及啓略に努めてきたわけでございます。そこで、まあ尺貫法というものがそれによって廃止をされたわけでございます。そういう日本古来の文化というものの否定につながるのではないかと、御指摘でございますが、私もそのとおりでございます。計量単位を国家的に統一するということが、大変いろいろな面におきまして有効なことではないかという気持ちを持っております。これはまあ世界各國の例を見ましても、おおむねそういう方向に向かつておるわけでございます。先ほど申し上げましたように、日本におきましては明治十八年以來メートル系に入ってきたわけでございます。昭和三十四年以降は尺貫いわれる尺系の単位を取引証明に使用してはいけないという禁止をしたわけでございます。メートル系単位を採用した理由といたしましては、先ほど申し上げましたように、大変まあいろいろな面で便利があるということ、諸外国もそういう方向へ向かっているということでございますけれども、具体的に申し上げますと、単位の基準が國際的にまあ確立されておりました。かつ科学的な根拠もあるのではないかと、それから単位相互間に密接な關係を有しておるというような側面があるのではないかと、この二点が第一でございます。

それから第二点といたしまして、メートル系の単位はおおむね十進法を採用しておるということでございます。まあ最大のものから最小のものまで全部備わっているという利点もございまして、それから三番目の問題といたしまして、新しい分野の単位を基本単位から容易に導きやすいという利点もございまして、まあそういうようなことで、メートル系の採用に踏み切ったわけでございます。明治十八年以來まさに百年に近い年月を費やしましてメートル系の普及啓蒙を図っておりますので、文化の破壊というようにおとらまへになりませんで、ひとつ御理解を賜れば大変幸いだと思う次第でございます。

○柿沢弘治君 先ほどの局長の御説明を聞いてお

りまして、私はこの「文化の向上に寄与する」という点の解釈が非常に狭いように思います。經濟の伸展とか學術の振興とかおっしゃっておりますが、これはまさに、まあ文化論の問題になるんですけれども、いままで計量単位、計量行政をやつていらつした方にとっての文化とは、何か學術であるのかとき印象があります。

そういう意味では、その計量単位の完全な統一化というのはいわばもう日本の建築をやめて全部洋風の建築にする、もしくは和服をやめて背広にする、そういう一時的な鹿鳴館時代の志向が依然として続いているのではないかと、懸念を持つわけでございます。そういう意味で、私たちはいまその近代合理主義というものの矛盾といひますか、そうした単純化が果たして人間生活を豊かにすることにつながるのかどうか、それが「文化の向上に寄与する」のかどうか、もう少し多様な価値感というものを生かしていく、そうした文明論といひますか、文化論といひますか、官僚的な統一化、画一的な統制といひますので計量単位を考へていくということは私は間違いだといふふうに思つておるわけでございます。特に一量一単位ということが原則だといふわけですが、一量一単位にこだわると過ぎてはいないだろうか。今回提案されております圧力のパスカル、放射能のベクレル、吸収線量のグレイ、これはそれぞれ一量一単位になっておりますか。

○政府委員(森山信吾君) 一量一単位といふものは、いわば國際的な方向性でございます。必ずしも一量一単位にはなつていないわけでございます。したがつて、柿沢先生から最後に御指摘のありました点は一量一単位ではございません。同じメートル系の中で複数の単位を今回採用することをお認めいただきたいというお願いをしておるところでございます。

○柿沢弘治君 今度の改正案そのものが一量一単位からむしろはみ出して一つの計量単位の中にさまざまな単位を加えていく、それによつていろいろ複雑な計量に備えていく、ということでございます。つまり、長さについて、重さについて、面積について一量一単位でなければならぬ理由が私にはないと思ふんです。それはもちろんその化学的な分野その他では一量一単位であることが望ましいかも知れませんが、日常生活の中で、牛肉と砂糖と同じ単位ではならなければならない、必然性、それによつて日常生活が便利になるという快適性、そういうものが果たしてあるかどうか。砂糖は一斤、牛肉は何匁で結構ではないか、それこそ生活の豊かさ、むしろその感覚の豊かさといふものにつながるというふうに考へておりますので、少なくとも法律で罰則を設けて強制すべき問題ではないといふふうに思ふわけですが、その点はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(森山信吾君) 先ほどお答えいたしました一量一単位ではないという分野につきましては、まずお答え申し上げます。これは同じメートル系の中で、一つの量につきまして複数の単位があるケースがあるわけでございます。メートル系以外の、たとえば最後に御指摘の尺貫系のもので併用して認めるというわけでございます。その中で、同じメートル系の中におきまして複数の単位があるというのを、今回特別にお願いをしたいといふことでございます。しかしながら、世界の単位がございまして、いろいろなインターナショナルな観点からいふと、悪いといふものもございまして、いわゆるSIという、國際標準單位といふものを志向しようではないかといふのが度量衡總會の一つの決議でございます。これはやはりメートル系の枠内での複数の単位といふことでございます。

したがつて、いま柿沢先生から御指摘のございました、たとえば砂糖といふものは一斤でもいいではないかといふことになりまして、これは一量複数の単位とは言えないわけでございます。メートル系以外の計量単位を復活するということになりまして、明治十八年以來メートル系を推進してまいつたといふ先達の努力もあると思ひますし、國民皆様の御協力もございまして、現在では砂糖一斤としてお買ひになる方と砂糖を何グラムとしてお買ひになる方とを比べますと果たしてどちらが多いかといふことになりまして、圧倒的に後者の方が多いのではないかと、そういうこともございます。したがつて、私もその尺系の単位といふものを全面的に否定してはいるわけではございませんで、計量法は御承知のとおり取引、証明用の計量に限つてそういうものを使つてはいかないといふことでございます。たとえば文化の面でございますとかあるいは學術の面等につきましては尺系の単位をお使いになることはそれは許容されているわけでございます。したがつて、先ほど文化論をお聞かせいただいたわけでございますけれども、必ずしも現在の日本の社會の通念の中から尺系の単位を全部抹殺してしまうといふことではなくて、あくまでも取引、証明に限つて尺系のものを使つてはならない、禁止していただくといふふうに御理解を賜れば大変ありがたいと思ふわけでございます。

○委員長(楠正俊君) 委員の異動について御報告いたします。本日、藤井恒男君が委員を辭任され、その補欠として中村利次君が委員に選任されました。

○柿沢弘治君 一般の利用は認めておると思ひますけれども、そこがまさに問題になつていくところで、取引、証明の中に表示も含むといふことは物差しそのものの製造自身が違反になる。これは物差しを提供しないで一般の使用を認めていくといふことが果たして理屈として通用するの

さる方々にとりまして、いわゆるメートル系の物差しが便利なのであるかあるいは尺系の物差しが便利なのであるか、これは大変問題の多いところであるうか、こういうふうに感じまして、実は昨年の二月以来、計量行政審議会におきまして特に部会を設けて、その辺の取り扱いの御審議をお願いしたわけでございます。それで、前後九回ほどその部会を開きいただきましたが、またいま申し上げました大工さんでございましてとかあるいは和裁士さん等の方々の御意見も十分踏まえまして結論をいただいたわけでございます。

簡単にその結論を申し上げますと、メートル法の原則を崩さない範囲内でそういった方々の不便さを解消するための措置を講ずべきではなからうかということをお建議いただいたわけでござい

す。したがって、通産省におきましては計量行政審議会の御建議に基づきまして、昨年の十月に一定の条件のもとに、そういった従来禁止いたしておりました物差し等につきまして復活を認めたくわけてございます。これはただ尺系の単位の全面復活ということではございまして、メートル法の範囲内におきまして、従来お困りになっておられたような特殊の方々に便利を図って差し上げるといふ趣旨のもとに復活をしたわけでございまして、そういった配慮は十分やっておりますつもりでございます。

○柿沢弘治君 私がお申し上げたのは、法律上のためとしまして物差しをつくるのが法律違反になるという、法律、法制をそのままだにしておいて、しかも伝統的な計量単位の使用は一般に認めていられるという理屈が成り立つのでしょうかということとを申し上げておるわけですが、確かに政府は昨年メートル表示による尺系の目盛りのついた一部の物差しの製造販売を認めましたけれども、それは正式の認知ではないわけですね、あくまでも尺表示は認めないということですから、それはいわば私生児的な扱いになっている。私生児としての物差しが国民に提供しない、尺貫法の使用は認めておられるのですという理屈が成り立つのでしょうか。

か。それはやはり一般の使用も禁止しているに等しいのではないかと。つまり原器を認めないで使用する認めるといふことは、それは言葉の中で、たとえば尺取り虫という言葉を使ったからといって罰則はかけませんとか一寸刻みという言葉を使ったからといって罰則は認めませんというだけであって、一寸とはどれなのかというの国民にとって一切知らされずの方法がないわけでは

今度の復活した物差しを見ても、一尺はどの長さなのかということとは明示されていないわけですね。そういう意味では依然として尺貫法の物差しの使用は禁止しているに等しいと思うんです。それでなおかつ一般の使用を禁止しているわけではありませんが、これはいわば三百代言的な解釈、答弁であって、むしろ使用を全面禁止しているかというのを等しいと思うんですが、そこはどうかでしようか。

○政府委員(森山信吾君) ただいまの柿沢先生の御指摘、まことに同感の面もございまして。ただ私もといたしまして、メートル系の採用に踏み切りまして、過去長年にわたってメートル系の浸透を十分図ってまいった立場から申し上げますと、やはりメートル系というものを貫くというの

が一つの思想ではないかと思うわけでござい

ます。ただその中で、現実の問題といたしまして現

にいろいろ不便を感じておられる方に対してし

て、その不便性を解消するというのもやはり行政としてなすべきことではないかということござ

います。

やはりそこに、ある職業の方々がどうしても不便だということなどございまして、幾らメートル系に邁進するといえどもその方々の犠牲を強いるわけにもまいらないという点を配慮いたしまして、特にメートル系の範囲内でそういう方々の御不便を解消するような知恵はないものかという

ことであるという対策を講じたわけでございまして、私どもとしましては精いっぱい努力をしたつもりでございます。

したがって、基本的な考え方といたしましては、私どもはメートル系を貫くという姿勢でござい

ます。ただ、例外的にそういったものの不便さを解消するという行政的な裏づけもする必要が

あるんじゃないかと、こういう判断をしたわけでござい

ます。

○柿沢弘治君 長年続けてきた政策だからそのま

ま実行したいんだというのはいくら理屈になつてい

ないかと思ひます。長年続けてきたことでもずいぶ

な政策で最近非常に大きな問題になつてい

る。町名の変更、統一化というのがあると思ひま

す。その町名の中に含まれている伝統的な価値、

その中に含まれている伝統的なイメージというの

を、つぶしながら町名の統一化を、明治以来の日

本の官僚というのの習性としてやってきたわけで

す。歴史の抹殺を続けてきたわけですね。尺貫法の抹殺の中にも同じ誤りがなかったでしようか。それでいけば、いまの昭和という元号も抹殺をして西暦に全部統一すべきだと、そういう考え方に通ずるわけだと思ひます。それが国際的な道だとい

うのならそれもあつてよい。しかし、この尺貫法とメートル法との併存というものが果たしてそれは国民に大きな不便を課するのだから。和裁の分野や伝統的な、いまだに建築の六五%は尺貫法の和風建築だと言われているその分野で、尺貫法を依然として私生児扱いをするということが本当に必要なものであろうか。それはある意味では国語のかな書き、ローマ字化の道へも通じる間違つた思想だと思ひます。

そういう意味で、むしろこの際、法律の範囲内で精いっぱいやっていますというお答えはよくわかりますけれども、思い切つて法律を直すべきではないですか。今回の計量法改正の中にそういったものが含まれて出てきたら、これは明治百年の誤りを正して新しい計量法の世紀を開くんだといううなことになるかもしれないけれども、コンダタダンスとモルとベクレル、グレイでは、これはいままでの進んできた道、ローマ字化への道を一生懸命やっているに等しいのではないでしようか。そういう意味で私はどうもこの内容に不満でござい

ます。まあ反対はしませんけれども非常に不満でござい

ます。

それから、先ほどのいろいろな分野での要望と不便にこたえるために、尺系の目盛りのついたメ

ートルの物差しを出しているというお話がありましたけれども、そこまでのことであつたのであれば、もう

一つ、三十三分の幾つという下に括弧して尺とか括弧して寸とかいうことは書けないでしようか

か。その点は現行法では全く不可能というふうにか

考えてよろしいと思ひますか。

○政府委員(森山信吾君) 全く不可能ではないかと

私どもは解釈しておるわけでございまして、実は、いま柿沢先生から御指摘のございましたように、

に、せっかくそこまでやるんならその刻みごとに小さな字でも表示をすべきではないかという意見、私どもの部内にもございまして、いろいろ法律の専門家とも研究を重ねてまいりましたわけでござ

います。が、やはり取引及び証明という観点に立ちますと明らかに計量法違反になるという観点でござい

にならなくても一つの目盛りで判断されるんではないかということに着目いたしまして、あえてその尺及び寸という表現はとらせなかったということでございます。

○柿沢弘治君 私は、この目盛りの三十三分の十とか三十三分の五とかいうのはまさにそういう意味ではやはり尺貫法の抹殺以外の何物でもない、もしくは全く日陰者扱い、私生児扱いであるというふうな思わざるを得ない。その意味でどうも伝統文化を大事にしなければと思っている私の目から見ると非常に不愉快な表示でございます。

いま局長の御答弁も一度明確にしておきたいと思ひますが、私がその下に括弧して尺とか寸とか表示することは現行法上全く不可能ですかという質問に対して、全く不可能とは思いませんと最初お答えになりました。それでいて最後に、もしそういう表示があったときに、現行の計量法に違反するということになると申しわけないから書かせなかつた。そこは厳密に言つてどちらなんですか。絶対に違反なんですか。

○政府委員(森山信吾君) 先ほど私がお答え申し上げましたのは、全く違反でございますというふうに申し上げたつもりでございますが、したがうして、私も書かせなかつた理由は違反になりますので書かせなかつたということでございます。

○柿沢弘治君 それでは尺とか寸とかいう字に似ている模様を下につけたらどうですか。

○政府委員(森山信吾君) 実はそれも私どもの検討の対象になつたわけでございます。まあ数字あるいは字以外の何らかの方法で表示することが適当かどうかの判断をしたわけでございますけれども、余りにも尺系にこだわら過ぎて、はつきり尺とか寸とか読めなくて何かそれをイメージするようなものを設けましても、実際にそういうものをお扱いになる方々は、その刻みを見ればこれかどの単位であるかということは十分に十分わかりますので、いろんな苦心をいたすよりはむしろ

る何にもないブレーンの方が、使つていただく方には最もわかりやすいんじゃないか、こういう判断をしたわけでございます。

○柿沢弘治君 最後になりましたが、やはり少数民族を最後に圧殺しようというふうな思想になつていようになつてしまふと思ひます。私も、もしも最初局長がおっしゃいましたように、計量法の精神は公式の証明もしくは報告等に使うことを禁じている、一般の使用は禁じていないのだという考え方、それが基本の考え方であるとするならば、最低限その物差しという目盛り、計量単位についてだけは認めるという例外規定を法律改正によつて行ふ必要があると思ひますが、もし政府がそれをおやりいただけないのであれば、私たちはどうも皆様に相談して議員提案でも議員立法でもやらざるを得ない。そうでなければ、先ほど局長がおっしゃつた一般生活での使用は認めておりますという基本的な精神に反する事態が現在の法律であらわれているわけですから、法律の精神からいつても、その例外を設けていただく必要があると思ひますので、私はそう信じてこれからやりたいと思ひますが、まああえてもう一度御意見を承ればそれで終わりにしたいと思ひます。

○政府委員(森山信吾君) 政府といたしましては、明治十八年にメートル条約に加盟いたしました、以来メートル系の推進に努めたわけでございます。それから、世界各國におきましてもそれぞれメートル条約に加盟しております。これは大部分の國が加盟しておるわけでございます。逐次完全なるメートル系に移行しつつございます。旧イギリス圏内の諸國におきましても、ポンドもすでに廃止という方向が打ち出されておるわけでございます。これはすべて國際度量衡總會というものの決議を尊重しよう、それがインターナショナルな交流につながっていくんだということでございます。わが國といたしましてはメートル条約に加盟しておるといふ立場からいたしますと、時代の逆行になるような改正を政府が提案

するといふわけにはまいらぬと思ひます。

ただ、先ほどから御指摘のございました日本古来の文化としての尺系の単位の取り扱いにつきまして、それは御趣旨はよくわかりますので、それをその法律の範囲を超えない、つまり法律の原則を崩さない範囲で保存していこうという御趣旨には全く賛成でございます。そこで、私どももいろんな批判を受けながら昨年の秋、そういった大変こそくな手段だといふおしかりを受けましたけれども、そういった面でも十分配慮を払うべきであつて、法律の原則そのものの變更をすべきではないんではないかというのが政府として、まあ少なくとも私としての見解でございます。

○委員長(橋正俊君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(橋正俊君) 速記起こして。他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと認む者あり〕

○委員長(橋正俊君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、これより採決に入ります。

計量法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋正俊君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

對馬君から発言を求められておりますので、これを許します。對馬君。

○對馬孝且君 私は、ただいま可決をされました計量法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党及び新自由クラブの各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

計量法の一部を改正する法律案に対する附帯

決議(案)

政府は、本法の施行にあたり計量単位の普及と適正な計量の実施を図るため、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一、新たに規定される計量単位について、学校教育等を通じて広く周知を図り、その普及に努めること。

二、消費者利益の保護を図るため、商品の量目、家庭計量器等に関する規制の徹底を期するとともに、単位価格表示制度の推進に努めること。

三、伝統的分野での尺貫法の使用については、その使用の現状にかんがみ、現行法の範囲内で使用者の便宜を十分配慮すること。

以上でございます。御賛同を賜れば幸いです。

○委員長(橋正俊君) ただいま對馬君から提出されました附帯決議案を議題といたします。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋正俊君) 全会一致と認めます。よつて、對馬君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、河本通産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。河本通産大臣。

○國務大臣(河本敏夫君) ただいまの附帯決議の御趣旨を尊重して、この実施に万端漏なきを期する次第でございます。

○委員長(橋正俊君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認む者あり〕

○委員長(橋正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十七分散会

第二条第四項中「材料の下に」(一般消費者等が消費する液化石油ガスの供給に用いられるものを含む。)を加え、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

事項であつて通商産業省令で定めるものを周知させなければならない。

通商産業大臣又は都道府県知事は、その許可

第三十六条 液化石油ガス販売事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その一般消費者等に販売する液化石油ガスに係る消費設備が通

商産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その消費設備の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

2 液化石油ガス販売事業者は、前項の規定による調査の結果、消費設備が同項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

3 通商産業大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた液化石油ガス販売事業者が第一項の規定による調査若しくは前項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないときは、当該液化石油ガス販売事業者に対し、その調査若しくは通知を行い、又はその調査若しくは通知の方法を改善すべきことを命ずることができる。

4 液化石油ガス販売事業者は、その販売する液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該液化石油ガスに係る一般消費者等からその事実を通知され、これに対する措置を講ずることを求められたときは、速やかにその措置を講じなければならない。自らその事実を知つたときも、同様とする。

(調査業務の委託)

第三十七条 液化石油ガス販売事業者は、その販売所の所在地を管轄する都道府県知事が認定する者(以下「認定調査機関」という。)に、当該販売所の事業として一般消費者等に販売する液化石油ガスに係る消費設備について、その消費設備が前条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査すること並びにその調査の結果その消費設備がその技術上の基準に適合していないときはその技術上の基準に適合するようにするためとるべき措置及

びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること(以下「調査業務」という。)を委託することができる。

2 液化石油ガス販売事業者及び認定調査機関は、調査業務につき委託契約を締結するときは、次の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一 委託に係る消費設備の所有者又は占有者の氏名若しくは名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名並びに当該消費設備の種類、数及び所在場所  
二 委託に係る調査業務の範囲及び期間並びに実施の方法  
三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

3 前条第一項から第三項までの規定は、液化石油ガス販売事業者が第一項の規定により認定調査機関に調査業務を委託しているときは、その委託している調査業務の範囲において、その委託に係る消費設備については、適用しない。

第三十七条の次に次の八条を加える。

(認定)

第三十七条の二 前条第一項の認定は、液化石油ガス販売事業者の委託を受けて調査業務を行うとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、委託を受ける液化石油ガス販売事業者の販売所の所在地を管轄する都道府県知事にしなければならない。

3 第一項の申請は、調査業務に係る消費設備の数を定めなければならない。

(認定の基準)

第三十七条の三 都道府県知事は、第三十七条第一項の認定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 調査業務に係る消費設備について調査業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。  
二 法人にあつては、その役員又は法人の種類

に応じて通商産業省令で定める構成員の構成が調査業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 調査業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて調査業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(消費設備の数の増加の認可等)

第三十七条の四 認定調査機関は、その調査業務に係る消費設備の数を増加しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、その認定をした都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 認定調査機関は、前項に規定する消費設備の数を減少したときは、遅滞なく、その旨をその認定をした都道府県知事に届け出なければならない。

3 前条(第二号及び第三号を除く。)の規定は、第一項の認可に準用する。

(認定調査機関の義務等)

第三十七条の五 認定調査機関は、第三十七条第一項の規定による調査業務の委託を受けているときは、通商産業省令で定めるところにより、その調査業務を行わなければならない。ただし、消費設備の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、その認定を受けた認定調査機関が第三十七条第一項の規定による調査業務の委託を受けている場合において、その調査業務を行わず、又はその方法が適当でないときは、当該認定調査機関に対し、その調査業務を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

(調査業務規程)

第三十七条の六 認定調査機関は、調査業務に関する規程(以下この章において「調査業務規程」という。)を定め、その認定をした都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更し

ようとするときも、同様とする。

2 調査業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 第一項の認可をした都道府県知事は、その認可をした調査業務規程が調査業務の適確な遂行上不適当となつたと認めるときは、その認定調査機関に対し、その調査業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(適合命令)

第三十七条の七 都道府県知事は、その認定を受けた認定調査機関が第三十七条の三各号に適合しなくなつたと認めるときは、その認定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第三十七条の八 都道府県知事は、その認定を受けた認定調査機関が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第三十七条の四第一項の認可を受けないで調査業務に係る消費設備の数を増加したとき。

二 第三十七条の五第二項、第三十七条の六第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

三 第三十七条の六第一項の認可を受けた調査業務規程によらないで調査業務を行つたとき。

四 次条において準用する第四条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

五 第八十四条第一項の条件に違反したとき。

六 不正の手段により第三十七条第一項の認定を受けたとき。

(準用規定)

第三十七条の九 第四条、第十条第一項及び第三項、第三十二条並びに第三十三条の規定は、認定調査機関に準用する。この場合において、第四条第二号中「第二十六条」とあるのは「第三十七条の八」と、第十条第三項中「通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商

産業大臣又は都道府県知事」とあるのは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に、第三十二条中第二十七条第一項の事業」とあるのは「調査業務」と、「通商産業大臣」とあるのは「その認定をした都道府県知事」と、第三十三条中「第二十七条第一項の事業」とあるのは「調査業務」と、「第十三条の指定」とあるのは「第三十七条第一項の認定」と読み替えるものとする。

第三十八条中「第十五条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

#### 第四章の二 液化石油ガス設備工事

##### (基準適合義務)

第三十八条の二 供給設備又は消費設備の設置又は変更の工事(以下「液化石油ガス設備工事」という)は、供給設備についてのものにあつてはその供給設備が第十六条の二第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に、消費設備についてのものにあつてはその消費設備が第三十六条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に、それぞれ、適合するようにしなければならない。

##### (液化石油ガス設備工事の届出)

第三十八条の三 学校、病院、興行場その他の多数の者が出入する施設又は多数の者が居住する建築物であつて、通商産業省令で定めるものに係る液化石油ガス設備工事(通商産業省令で定めるものに限る)をした者は、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該施設又は建築物の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

##### (液化石油ガス設備士免状)

第三十八条の四 液化石油ガス設備士免状は、都道府県知事が交付する。

2 液化石油ガス設備士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

一 液化石油ガス設備士試験に合格した者

二 協会又は通商産業大臣が指定する養成施設において、通商産業省令で定める液化石油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者

三 通商産業省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有している都道府県知事が認定した者

3 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、液化石油ガス設備士免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により液化石油ガス設備士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二 この法律若しくは高圧ガス取締法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

4 都道府県知事は、液化石油ガス設備士がこの法律若しくは高圧ガス取締法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その液化石油ガス設備士免状の返納を命ずることができる。

5 前各項に規定するもののほか、液化石油ガス設備士免状の交付、再交付、書換え及び返納に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(液化石油ガス設備士試験)

第三十八条の五 液化石油ガス設備士試験は、液化石油ガス設備工事並びに供給設備及び消費設備に係る液化石油ガスによる災害の発生の防止に關し必要な知識及び技能について行う。

2 液化石油ガス設備士試験は、都道府県知事が行う。

3 液化石油ガス設備士試験の試験科目、受験手続その他液化石油ガス設備士試験の実施細目は、通商産業省令で定める。

(試験事務の委託)

第三十八条の六 都道府県知事は、通商産業省令で定めるところにより、協会に、液化石油ガス

設備士試験の実施に關する事務の全部又は一部を委託することができる。

(液化石油ガス設備工事の作業に關する制限)

第三十八条の七 液化石油ガス設備士でなければ、液化石油ガス設備工事の作業(特別の知識及び技能を必要とし、かつ、液化石油ガスによる災害の発生の防止上重要と認められる作業であつて、通商産業省令で定めるものに限る。以下同じ)に従事してはならない。

(液化石油ガス設備士の義務)

第三十八条の八 液化石油ガス設備士は、液化石油ガス設備工事の作業に従事するときは、当該液化石油ガス設備工事が供給設備についてのものである場合に於てはその供給設備が第十六条の二第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に、当該液化石油ガス設備工事が消費設備についてのものである場合に於てはその消費設備が第三十六条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に、それぞれ、適合するように、その作業をしなければならない。

2 液化石油ガス設備士は、液化石油ガス設備工事の作業に従事するときは、液化石油ガス設備士免状を携帯していなければならない。

(液化石油ガス設備士の講習)

第三十八条の九 液化石油ガス設備士は、通商産業省令で定めるところにより、協会の行う液化石油ガス設備工事並びに供給設備及び消費設備に係る液化石油ガスによる災害の発生の防止に關する講習を受けなければならない。

(特定液化石油ガス設備工事事業の届出)

第三十八条の十 液化石油ガス設備工事の作業を伴うものとして通商産業省令で定める液化石油ガス設備工事(以下「特定液化石油ガス設備工事」という)の事業を行う者(以下「特定液化石油ガス設備工事事業者」という)は、事業所ごとに、当該事業所における事業の開始の日から三十日以内に、次の事項を当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 その他通商産業省令で定める事項

2 特定液化石油ガス設備工事事業者は、前項各号の事項に変更があつたときは又は特定液化石油ガス設備工事の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその届出をした都道府県知事に届け出なければならない。

(施工後の表示)

第三十八条の十一 特定液化石油ガス設備工事業者は、特定液化石油ガス設備工事(通商産業省令で定めるものに限る。次条第一項において同じ)をしたときは、通商産業省令で定めるところにより、当該特定液化石油ガス設備工事に係る供給設備又は消費設備の見やすい場所に、氏名又は名称、施工年月日その他の通商産業省令で定める事項を記載した表示を付さなければならない。

(記録の保存等)

第三十八条の十二 特定液化石油ガス設備工事業者は、特定液化石油ガス設備工事をしたときは、通商産業省令で定める事項に關する記録を作成し、通商産業省令で定めるところにより、当該記録と当該特定液化石油ガス設備工事に係る配管図面を保存しなければならない。

2 特定液化石油ガス設備工事事業者は、供給設備又は消費設備の所有者又は占有者から当該供給設備又は当該消費設備に係る前項に規定する記録又は配管図面を閲覧し、又は謄写したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(器具の備付け)

第三十八条の十三 特定液化石油ガス設備工事業者は、その事業所ごとに、気密試験用器具その他の通商産業省令で定める器具を備えなければならない。

「第一節 検定等」を「第一節 第一種液化石油ガス器具等」に改める。

第五章第一節第三十九条の前に次の款名を付する。

第一款 検定等

第三十九条中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に、「行なう」を「行う」に、「附されて」を「付されて」に改める。

第四十条中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に改める。

第四十一条中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に、「行ない」を「行い」に、「附さなければ」を「付さなければ」に改める。

第四十二条中「附する」を「付する」に、「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に、「附しては」を「付しては」に改める。

第五章第二節の節名を削り、第四十三条の前に次の款名を付する。

第二款 製造事業者の登録及び第一種液化石油ガス器具等の型式等

第四十三条第一項中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項第三号から第五号までの規定中「当該液化石油ガス器具等」を「当該第一種液化石油ガス器具等」に改める。

第五十四条第三号中「第六十五条」の下に「若しくは第八十条の七(第三号を除く。)」を加える。

第五十八条の見出し、同条第一項及び第三項並びに第五十九条第一号中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に改める。

第六十条第一項中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項及び第三項中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に改める。

第六十二条第一項中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に改め、同条第二項中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に改める。

第六十三条及び第六十四条中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に、「附する」を「付する」に改める。

第六十五条中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に改める。

第六十七条第二号中「第六十五条」の下に「若しくは第八十条の七(第三号を除く。)」を加える。

第五章第三節の節名を削り、第六十八條の前に次の款名を付ける。

第三款 指定検定機関

第八十条第一号中「この節」を「この款」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第五章中第八十条の次に次の二節を加える。

第二節 第二種液化石油ガス器具等(事業開始の届出等)

第八十条の二 第二種液化石油ガス器具等の製造の事業を行う者(以下「第二種液化石油ガス器具等製造事業者」という。)は、事業の開始の日から三十日以内に、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該第二種液化石油ガス器具等の種類及び構造

三 当該第二種液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

第四十九條及び第五十一条の規定は、第二種液化石油ガス器具等製造事業者に準用する。この場合において、第四十九條中「第四十三條第二項第一号又は第三号から第五号まで」とあるのは、「第八十条の二第一項各号」と読み替へるものとする。

第八十条の三 第二種液化石油ガス器具等の輸入の事業を行う者(以下「第二種液化石油ガス器具等輸入事業者」という。)は、事業の開始の日から三十日以内に、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該第二種液化石油ガス器具等の種類及び構造

三 当該第二種液化石油ガス器具等の製造事業

者の氏名又は名称及び住所

2 第四十九條及び第五十一条の規定は、第二種液化石油ガス器具等輸入事業者に準用する。この場合において、第四十九條中「第四十三條第二項第一号又は第三号から第五号まで」とあるのは、「第八十条の三第一項各号」と読み替へるものとする。

(基準適合義務)

第八十条の四 第二種液化石油ガス器具等製造事業者は、当該第二種液化石油ガス器具等を製造する場合においては、当該第二種液化石油ガス器具等が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。

2 第六十二条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第八十条の五 第二種液化石油ガス器具等輸入事業者は、当該第二種液化石油ガス器具等を販売する場合においては、前条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものを販売しなければならない。ただし、輸出用その他特定の用途に供する第二種液化石油ガス器具等を販売する場合においては通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りではない。

(改善命令)

第八十条の六 通商産業大臣は、第二種液化石油ガス器具等製造事業者又は第二種液化石油ガス器具等輸入事業者が第八十条の四第一項又は前条の規定に違反していると認めるときは、その違反している者に対し、その製造し、又は販売する第二種液化石油ガス器具等が第八十条の四第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにするため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三節 災害防止命令

第八十条の七 通商産業大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者等の生命又は身体について液化石油ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大

を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、その販売し、又は製造した当該液化石油ガス器具等の回収を図ることその他当該液化石油ガス器具等による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第一種液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者が第四十一条又は第六十三條の規定による表示が付されていない第一種液化石油ガス器具等を販売したこと(第三十九條ただし書の規定の適用を受けて販売した場合を除く。)

二 第五十八條第一項の承認を受けた登録製造事業者が当該承認に係る第一種液化石油ガス器具等で第四十一条の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものを製造したこと(第六十二條第一項ただし書の規定の適用を受けて製造した場合を除く。)

三 第二種液化石油ガス器具等製造事業者又は第二種液化石油ガス器具等輸入事業者が第二種液化石油ガス器具等第八十条の四第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものを製造し、又は販売したこと(同条第二項において準用する第六十二條第一項ただし書又は第八十条の五ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は販売した場合を除く。)

第八十一条第一項中「及び指定製造事業者」を「指定製造事業者及び認定調査機関」に改める。

第八十二条第一項中「液化石油ガス販売事業者」の下に「液化石油ガス設備士、特定液化石油ガス設備工事事業者」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第八十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、認定調査機関に対し、その業務又は経理の状況に関

し報告をさせることができる。

第八十三条第二項中「液化石油ガス販売事業者」の下に「又は特定液化石油ガス設備工事事業者」を加え、「液化石油ガスの保管場所を「液化石油ガス若しくは液化石油ガス設備工事に使用する機械、器具若しくは材料の保管場所、特定液化石油ガス設備工事の施工場所」に「行なう」を「行う」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定液化石油ガス設備工事の施工場所には、当該施工場所の管理者の承認を得た場合でなければ、立ち入らせてはならない。

第八十三条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その認定を受けた認定調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第八十三条の次に次の一条を加える。

(液化石油ガス器具等の提出)

第八十三条の二 通商産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者の事務所、営

業所、工場、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所に立ち入り、検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる液化石油ガス器具等があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2 国(前項の規定に基づく通商産業大臣の権限が都道府県知事に委任されている場合にあつては、都道府県)は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

第八十四条第一項中「指定の下に」に「認定」を加え、「附する」を「付する」に改め、同条第二項中「指定の下に」に「認定」を加える。

第八十五条第一項中「第三項」を「第四項」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第八十六条第一項の表第一号中「四万円」を「七万円」に改め、同表第二号中「三万円」を「十四万円」に改め、同表第三号中「五万円」を「二十八万円」に改め、同表第四号中「五万円」を「一万円」に改める。

第八十六条第一項の表第四号の次に次のように加える。

|     |                          |       |       |
|-----|--------------------------|-------|-------|
| 四の二 | 第三十七條第一項の認定を受けようとする者     | 一件につき | 五万円   |
| 四の三 | 第三十七條の四第一項の認可を受けようとする者   | 一件につき | 二万三千元 |
| 四の四 | 液化石油ガス設備士試験を受けようとする者     | 一件につき | 一万二千元 |
| 四の五 | 液化石油ガス設備士免状の交付を受けようとする者  | 一件につき | 千八百円  |
| 四の六 | 液化石油ガス設備士免状の再交付を受けようとする者 | 一件につき | 七百円   |
| 四の七 | 液化石油ガス設備士免状の書換えを受けようとする者 | 一件につき | 四百円   |

第八十六条第一項の表第五号中「六千円」を「一万五千円」に改める。

第八十六条第一項の表第六号中「行なう」を「行う」に、「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に改め、同表

第八号中「五百円」を「八百円」に改め、同表第九号中「百円」を「二百円」に改め、同表第十号中「五十円」を「百二十円」に改める。

第八十六条第二項中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に改める。

第八十七条第一項中「第三十七條第二項」を「第三十八條の三」に改め、同条第三項中「販売施設」の下に「若しくは特定供給設備」を、「第五條第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、「同条第二号」を「同条第三号」に改め、同条第三項中「若しくは第二号又は第十五條第一項」を「から第三号まで、第十六條の二第一項又は第三十六條第一項」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第八十八條第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第三十八條の四第二項第二号の指定をしたとき。

第八十九條中「第二條第四項」を「第二條第七項若しくは第八項」に、「若しくは第二号の通商産業省令若しくは第十五條第一項の技術上」を「から第三号まで、第十六條の二第一項若しくは第三十六條第一項」に、「きく」を「聴く」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第九十條第一項中「第三十四條」の下に「第三十七條の八、第三十八條の四第四項」を加え、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第九十四條中「第四章」を「第四章の二」に改める。

第九十六條中「五万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第八十條の七の規定による命令に違反した者

第九十七條中「三万円」を「三十万円」に改める。

第九十八條中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同条第三号中「附された」を「付された」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十八條の二 第三十八條の七の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第九十九條中「五万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に改める。

第一百條中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条の次に次の一号を加える。

二 第十六條の二第二項、第三十一條、第三十六條第三項、第三十七條の五第二項、第三十八條又は第八十條の六の規定による命令に違反した者

第一百條第三号中「附し」を「付し」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 第三十八條の十三の規定に違反して器具を備えなかつた者

第一百條第六号中「附した」を「付した」に改め、同条第七号中「行なわず」を「行わす」に改め、同条第九号中「附された」を「付された」に改める。

第一百一條中「一万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第三十六條」を「第三十八條の二」に改め、同条第二号中「又は第二十三條」を「第二十三條、第三十八條の十第一項、第八十條の二第一項又は第八十條の三第一項」に改め、同条第四号中「第八十二條第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条に次の二号を加える。

六 第八十三條第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

七 第八十三條の二第一項の規定による命令に違反した者

第一百二條中「一万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「第八十二條第二項」を「第八十二條第三項」に改め、同条第四号中「第八十三條第三項」を「第八十三條第四項」に改める。

第一百三條中「又は第九十八條」を「第九十八條又は第九十九條」に改める。

第四百四号中「一万元」を「十万元」に改め、同条第一号中「第三十五条」の下に「又は第三十七条の九」を加え、「第三十七条第二項」を「(第三十七条の九において準用する場合を含む)、第三十七条の四第二項、第三十八條の三、第三十八條の十第二項」に、「又は第五十一條」を「(第八十條の二第二項又は第八十條の三第二項において準用する場合を含む) 又は第五十一條(第八十條の二第二項又は第八十條の三第二項において準用する場合を含む)に改め、同条第二号中「第五十六條」を「正当な理由なく、第五十六條」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二 正当な理由なく、第三十八條の四第四項の規定による命令に違反して液化石油ガス設備士免状を返納しなかつた者

三 第三十八條の十一の規定に違反して表示をせず、又は虚偽の表示をした者

四 第三十八條の十二第一項の規定に違反して記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録若しくは配管図面を保存しなかつた者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八十六條第一項の表第一号から第四号まで及び第五号の改正規定、同表第六号の改正規定(「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に改める部分を除く)並びに同表第七号から第十号までの改正規定並びに附則第六條の規定 公布の日

二 第四章の次に一章を加える改正規定中第三十八條の七から第三十八條の十三までに係る部分、第八十二條第一項の改正規定及び第八十三條第二項の改正規定 公布の日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令

で定める日

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にされた第三条第一項又は第八條第一項の許可の申請であつて、この法律の施行の際に許可又は不許可の処分がされていらないものについては、許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に液化石油ガス販売事業者が設置している改正後の第三条第二項第四号の特定供給設備は、この法律の施行の日から九十日間(次項の規定による届出があつたときは、その届出があつた時までの間)は、第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされる特定供給設備を設置している液化石油ガス販売事業者が、前項に規定する期間内に、通商産業省令で定めるところにより、改正後の同条第二項第四号に掲げる事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出たときは、当該特定供給設備は、第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

第四条 この法律の施行の日から附則第一条ただし書第二号に定める日までの間は、改正前の第三十七條第一項に規定する配管設備の設置又は変更の工事については、なお従前の例による。

第五条 附則第一条ただし書第二号に掲げる規定の施行の際現に改正後の第三十八條の十第一項の特定液化石油ガス設備工事の事業を行つて、いる者については、同項の規定の適用については、同項中「当該事業所における事業の開始の日」とあるのは、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第 号)附則第一条ただし書第二号に定める日」とする。

第六条 この法律の施行前に、改正後の第五条第二号若しくは第三号又は第三十六條第一項の基準を定める通商産業省令の制定をしようとするときは、第八十七條第三項の規定の例による。

若しくは第八項の政令の制定の立案をし、又は改正後の第五条第二号若しくは第三号、第十六條の二第一項若しくは第三十六條第一項の基準を定める通商産業省令の制定をしようとするときは、第八十九條の規定の例による。

第七条 改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の同法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつてしたものとする。

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる同条の工事に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(高圧ガス取締法の一部改正)

第九條 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九條の三十」を「第五十九條の三十の二」に改める。

第五十九條の九第一号、第二号第五号中「行なう」を「行う」に改め、同条第六号中「第二條第四項」を「第二條第七項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の一号を加える。

六の二 液化石油ガス法第三十七條第一項の認定調査機関

四の三 都道府県知事の委託を受けて、液化石油ガス法第三十八條の六に規定する液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務

(以下「試験事務」という)を行うこと。

第五十九條の二十九第三項中「保安検査等」の下に、「試験事務」を加える。

第四章の二第四節中第五十九條の三十の次に次の一条を加える。

(試験事務)

第五十九條の三十の二 協会は、試験事務を行うときは、液化石油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者に行わせなければならない。

2 協会に試験事務の全部又は一部を委託した都道府県知事は、その委託した試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、協会に対し、業務方法書に抵触しない範囲内において、当該試験事務の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 前条第四項の規定は、協会が試験事務を行う場合に準用する。

第八十五條第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第四号中「第五十九條の三十第四項」の下に「(第五十九條の三十の二第三項において準用する場合を含む)」を加える。

(ガス事業法の一部改正)

第十條 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十九條の二中「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十一條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中軽自動車検査協会の項の次に次のように加える。

高圧ガス保安協会

高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）

（登録免許税法の一部改正）

第十二条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。  
別表第二中軽自動車検査協会の項の次に次のように加える。

高圧ガス保安協会

高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された  
一、栃木県小山地区の大型店進出延期等に関する請願（第三一五五号）（第三一六〇号）（第三一六一号）（第三一八五号）

第三一五五号 昭和五十三年三月十三日受理  
栃木県小山地区の大型店進出延期等に関する請願  
請願者 栃木県小山市中央町二ノ二二一  
小山商工会議所内小山地区大型店  
対策協議会内 天野雅市

紹介議員 戸叶 武君  
栃木県小山地区への大型店進出に關し、次の措置を講ぜられたい。

一、大型店のシェアーが三十パーセントを超え、と商戦混雑地帯になるといわれるから、大型店の売場床面積に対するシェアーに歯止めをする方途を講ずること。

二、小山市のような特殊地域（小山商工会議所、間々田商工会、美田商工会、桑絹商工会がある）には、広域商業活動調整協議会をつくれるよう法を改正すること。

三、「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」を改正して、大規模小売店の新增設については、実情を十分はあくできる当該県を届出窓口とすること。

四、地方自治体（県・市・町・村）が、地元小売業者と消費者の意向を尊重し、新たに進出、開店しようとする大型店と地元小売業との間に納得が得られるまで話し合える場がつけられるよう大型店を指導すること。

五、大型店出店に際しては、道路、交通事情、商圏人口、発展状況その他当該地方の特殊事情等を十分考慮し、また、調査の上、少なくとも営業混雑、社会不安にならないよう行政指導をすること。

六、昭和五十二年十二月二十二日小山市議会で全員一致のもとに決議された「大型小売店進出並びに新四号国道建設促進に関する意見書」の意のあるところをくみとり、当市の交通事情から、大型小売店の開業時期を新四号国道栗橋一宇都宮間が開通するまで待つよう行政指導をすること。

理由  
小山は、現在全国でも有数の商業激戦地になろうとしており、市の中心街では中小小売業者は営業不振のため廃業して駐車場にしたり、商売替えをする商店が数限りなく出ている。今回、駅ビル・ダイエー・イトーヨーカ堂・うおとの四店が計画どおり進出すると、市内商業者総売場面積の五十一・八パーセントになり、全国一の超商戦激戦地となつて、低経済成長時代の今日、市内業者のなかからつぶれる店が続出し社会不安を招くことになる。また、ワースト全国一位の交通事故多発地帯である小山に、現在の交通事情、道路事情のままで大型店が進出すると一層の交通渋滞を招き、ひいては事故誘発の要因ともなる（資料添付）

第三一六〇号 昭和五十三年三月十三日受理  
栃木県小山地区の大型店進出延期等に関する請願  
請願者 栃木県小山市中央町二ノ二二一  
出井登良男

紹介議員 岡田 広君  
この請願の趣旨は、第三一五五号と同じである。

第三一六一号 昭和五十三年三月十三日受理  
栃木県小山地区の大型店進出延期等に関する請願  
請願者 栃木県小山市中央町二ノ二二一  
山商工会議所内 大森宗一

紹介議員 大塚 喬君  
この請願の趣旨は、第三一五五号と同じである。

第三一八五号 昭和五十三年三月十四日受理  
栃木県小山地区の大型店進出延期等に関する請願  
請願者 栃木県小山市中央町二ノ二二一  
小山地区大型店対策協議会内 川村博章

紹介議員 大島友治君  
この請願の趣旨は、第三一五五号と同じである。

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。  
一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（市川正一君外一名発議）  
一、伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業を保護するための輸入制限等に関する特別措置法案（渡辺武君外一名発議）  
一、官公需についての中小業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案（安武洋子君外一名発議）

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案  
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律  
第一条 下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「製造委託又は修理委託を（製造委託等）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「こえる」を「超える」に、「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に、

「又は修理」を「修理又は運送」に、「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中第一号中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、同項第二号を次のように改め、同項を同条第五項とする。

二 個人たる事業者又は資本の額若しくは出資の総額が一億円以下の法人たる事業者でその資本の額若しくは出資の総額が前項第二号に規定する親事業者より小さいものであつて、当該親事業者から製造委託等を受けるもの

第二条第三項第一号中「こえる」を「超える」に改め、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者」の下に「（以下「公社等」という。）」を加え、「又は修理委託」を「修理委託又は運送委託（以下「製造委託等」という。）」に改め、同項第二号を次のように改め、同項を同条第四項とする。

二 資本の額又は出資の総額が一千万円を超え一億円以下の法人たる事業者（公社等を除く。）であつて、個人たる事業者又は資本の額若しくは出資の総額が一億円以下の法人たる事業者でその資本の額若しくは出資の総額が自己より小さいものに對し製造委託等をするもの

第二条第二項の次の一項を加える。  
3 この法律で「運送委託」とは、事業者が物品の運送（運送の取次、代理及び媒介を含む。以下この項及び第六項において同じ。）を業として引き受ける場合にその引受けに係る物品の運送を他の事業者に委託することをいう。

第二条の二第二項中「六十日」を「四十五日」に改め、同条第二項中「六十日を経過した日」を「四十五日を経過した日（以下「法定支払期間を経過した日」という。）」に改める。

第三条中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改める。

第三条中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改める。

第三条中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改める。

託等」に改める。

第四條第一項各号列記以外の部分中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、「各号」の下に「(運送委託の場合にあつては、第四号を除く。）」を加え、同項第一号、第三号及び第四号中「責に」を「責めに」に改め、同項第七号中「前号」を「第七号」に、「親事業者について次項各号の一に該当する」を「次項から第六項までの規定に違反する」に改め、「中小企業庁長官」の下に「若しくは都道府県知事」を加え、同号を同項第十号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 同号に掲げる行為を除き、通常定められる取引条件に比し著しく不利益な取引条件を定めること。

第四條第一項第七号の次に次の二号を加える。

八 下請事業者が単独で、又は二人以上共同して、下請代金の額、下請事業者の給付の受領の期日、その給付の内容についての検査の方法その他の取引条件について交渉を申し入れた場合に、正当な理由がないのにその交渉に応じないこと。

九 下請事業者が取引条件について交渉をし、又は交渉を申し入れたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

第四條第二項を次のように改める。

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合において、自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料(以下この項において「原材料等」という。)を自己から購入させたときは、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせることにより、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

第四條に次の四項を加える。

3 親事業者は、常時使用する従業員の数が五人以下の下請事業者に対する下請代金については、現金支払以外の支払方法によつて支払つてはならない。

4 親事業者は、下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関(預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。)による割引を受けることが困難であると認められる手形であつて当該下請事業者の利益を不当に害することとなるものを交付してはならない。

5 親事業者は、下請代金の支払につき手形(前項に規定する手形を除く。)を交付する場合には、法定支払期間を経過した日の前日までにその満期が到来する手形のほか、法定支払期間を経過した日から九十日の期間内であつて公正取引委員会規則で業種ごとに定める期間(以下「法定手形期間」という。)内にその満期が到来する手形をもつてしなければならない。

6 前項の場合において、親事業者は、下請事業者に対し、法定支払期間を経過した日から満期の前日までの期間について、その日数に応じ、当該手形で支払われた下請代金の額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を割引料として支払わなければならない。

第四條の二中「下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日」を「法定支払期間」に改め、同條の次に次の一条を加える。

(加重金)

第四條の三 親事業者は、下請代金の支払につき手形を交付する場合において、第四條第五項の規定に適合する手形をもつてしなかつたとき(同條第四項に規定する手形を交付したときを除く。)は、下請事業者に対し、法定支払期間を経過した日から法定手形期間を経過した日の前日までの期間について同條第六項の規定により計算した金額及び当該期間を経過した日から当該手形の満期の前日までの期間について前条

の規定により計算した金額を合計した金額を支払わなければならない。

第五條中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改める。

第六條の見出しを「(中小企業庁長官等の請求)」に改め、同條中「第七号」を「第八号から第十号まで」に、「第六号」を「第七号」に、「親事業者について同條第二項各号の一に該当する」を「同條第二項から第六項までの規定に違反する」に、「とる」を「執る」に改め、同條に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、その管轄する区域内に事務所又は事業所のある親事業者について、前項の規定に準じ、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置を執るべきことを求めることができる。

第七條第一項中「第七号」を「第八号から第十号まで」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「支払い」の下に「その交渉に応じ」を加え、同條第二項中「第六号」を「第七号」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「又は」を削り、「引き取る」を「引き取り、又はその取引条件を改める」に改め、同條第三項中「親事業者について第四條第二項各号の一に該当する」を「第四條第二項から第六項までの規定に違反する」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「とる」を「執る」に改める。

第九條第一項中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、同條第二項中「中小企業庁長官」の下に「又は都道府県知事」を加え、同條第三項中「中小企業庁長官」の下に「又は都道府県知事」を加え、「第六條」を「第六條第一項又は第二項」に改める。

第十二條を第十四條とし、第十一條を第十三條とし、第十條を第十二條とし、第九條の次に次の二條を加える。

(第一次委託事業者の義務)

第十條 製造委託等の目的物たる物品に係る製造委託等が数次にわたつてなされる場合における

資本の額又は出資の総額が一億円を超える法人たる事業者(公社等を除く。)で当該物品に係る第一次の製造委託等をするもの(以下「第一次委託事業者」という。)は、第二條第四項第一号に規定する親事業者に該当しない場合であつても、第二條の二から第五條までに規定する事項を遵守するようにしなければならない。

2 第一次委託事業者は、当該物品に係る第二次以下の製造委託等をした親事業者がこの法律の規定に違反していると認められるときは、その親事業者に対し、その違反している事実を指摘して、その是正のための措置を執るべきことを求めるようにしなければならない。

3 前項の場合を除き、第一次委託事業者は、当該物品に係る第二次以下の製造委託等をした事業者が次の各号の一に掲げる行為をしないようにその事業者を指導し、その事業者について次の各号の一に掲げる事実があると認められるときは、その事業者に対し、その旨を指摘して、その改善のための措置を執るべきことを求めるようにしなければならない。

一 第四條第一項第一号、第二号又は第八号から第十号までに掲げる行為に相当する行為をしていること。

二 第四條第一項第三号から第七号までに掲げる行為に相当する行為をしたこと。

三 第四條第二項に規定する行為に相当する行為であつて当該製造委託又は修理委託を受けた事業者の利益を不当に害することとなるものをしたこと。

四 第四條第三項から第六項までの規定に違反する行為に相当する行為をしていること。

(都道府県知事の指導)

第十一條 都道府県知事は、資本の額又は出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者(公社等を除く。)が個人又は資本の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる事業者に対し製造委託等をした場合において、当該製造委託等をした事業者について前條第三項各号の一に掲

ける事実があると認めるときは、当該製造委託等をした事業者に対し、当該製造委託等を受けたる事業者の利益を保護するため必要な措置を執るるに指導しなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項に規定する製造委託等をした事業者の事務所又は事業所が他の都道府県の区域内にある場合には、当該他の都道府県の知事に対し、同項に規定する指導を行うよう要請することができる。

3 公正取引委員会は、前二項の規定により都道府県知事が処理する事務について、都道府県知事を指揮監督することができる。

第二条 下請代金支払遅延等防止法の一部を次のように改正する。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第二条並びに附則第五項及び第六項の規定は、第一条の規定の施行の日から起算して一年を経過した日から施行する。

2 第一条の規定の施行前にされた製造委託又は修理委託（同条の規定による改正後の下請代金支払遅延等防止法（以下この項において「旧法」という。）第二条第一項又は第二項に規定する製造委託又は修理委託をいう。次項において同じ。）に係る下請代金（旧法第二条第六項に規定する下請代金をいう。）の支払に関する事項については、第一条の規定による改正後の下請代金支払遅延等防止法（次項において「新法」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新法の規定は、第一条の規定の施行により親事業者が該当することとなつた者が第一条の規定の施行前にした製造委託、修理委託又は運送委託（新法第二条第三項に規定する運送委託をいう。）に係る下請代金の支払に関する事項については、適用しない。

4 第一条の規定の施行前にした行為及び第二項の規定により従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 第二条の規定の施行前にされた製造委託等（同条の規定による改正後の下請代金支払遅延等防止法（以下この項において「旧法」という。）第二条第四項第一号に規定する製造委託等をいう。）に係る下請代金（旧法第二条第七項に規定する下請代金をいう。）の支払に関する事項については、第二条の規定による改正後の下請代金支払遅延等防止法（次項において「新法」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 第二条の規定の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業を保護するための輸入制限等に関する特別措置法案  
伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業を保護するための輸入制限等に関する特別措置法

#### （目的）

第一条 この法律は、我が国の伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業において製造される物品と競合する物品の輸入によつて当該産業が受ける重大な影響を防止するために必要な輸入制限等の措置について定め、もつて当該産業の保護を図ることを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「伝統的工芸品産業」とは、伝統的工芸品（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項に規定する指定を受けた工芸品をいう。以下同じ。）の製造業をいう。  
2 この法律において「中小企業性産業」とは、伝統的工芸品産業及び次の各号に該当する製造業の業種であつて政令で定めるものをいう。

一 事業活動の相当な部分が中小企業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第八十五号）第五条第一号又は第三号に該当する製造業者をいう。以下同じ。）によつて行われていること。  
二 中小企業者の経営の安定を図ることが国民経済の健全な発展に資するために必要であると認められること。

3 この法律において「競合物品」とは、伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業に属する事業において製造される物品と同種の物品又は用途が競合する物品であつて海外において製造されたものをいう。

#### （競合物品の輸入制限等）

第三条 政府は、伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業が当該産業に係る競合物品の輸入によつて重大な影響を受け又は受けるおそれがあると認められる場合には、第一号又は第二号の措置をとらなければならない。

一 当該競合物品についての関税率の引上げ、輸入割当てその他輸入制限に関し必要な措置  
二 次の行為であつて当該行為に係る競合物品の相当な数量の輸入が予見されるものの制限に関し必要な措置

イ 当該競合物品を製造する外国法人又は外国人に対する投資又は融資  
ロ 当該競合物品の製造に係る技術（技法を含む。以下同じ。）の外国法人又は外国人への海外においてする供与  
ハ 伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術によつて加工された原材料で当該伝統的工芸品の製造に使用されるものの輸出

2 伝統的工芸品産業以外の中小企業性産業に係る前項各号の措置は、五年間を限度とするものとする。

#### （都道府県知事等の請求）

第四条 都道府県知事は、伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業が前条第一項に規定する事態にあると認めるときは、政府に対し、同項の措置をとることを請求することができる。伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業に属する事業を営む中小企業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、商工組合その他政令で定める法人が、当該産業が同項に規定する事態にあると認めるときも、同様とする。

2 政府は、前項の請求があつた場合には、その実情を調査し、その結果に基づき、前条第一項の措置をとつたときはその要旨を、同項の措置をとらなかつたときはその旨及びその理由を当該請求をした者に通知するとともに公表しなければならない。

（原産地表示に関する関税法の特例）  
第五条 品質、形状その他の通商産業省令で定める事項が伝統的工芸品と同一であるか若しくはこれに類似する物品又はこれらの物品を加工した物品の輸入についての関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十一条、第七十八条及び第八十七条の規定の適用については、同法第七十一条第一項中「又は誤認を生じさせる表示がされている」とあるのは「若しくは誤認を生じさせる表示がされている外国貨物又は表示がされている」と、同法第二項中「又は誤認を生じさせる表示がある旨」とあるのは「若しくは誤認を生じさせる表示がある旨又は表示がされている」と、その表示を消さず、若しくは訂正させ」とあるのは「その表示を訂正させ、若しくは表示をさせ」と、同法第七十八条第一項中「又は誤認を生じさせる表示がされている」とあるのは「若しくは誤認を生じさせる表示がされている」と、同法第七十八条第二項中「その選択により、同項の表示を消さず、又は訂正させ」とあるのは「同項の表示を訂正させ、又は表示をさせ」と、同法第三項中「表示を消し、又は訂正しないときは」とあるのは「表示を訂正し、又は表示をしないときは」と、同法第八十七条第一項中「表示を消し、若しくは訂正し」とあるのは「表示を訂正し、若しくは表示をし」と、同法第二項

中「表示が消され、若しくは訂正され」とあるのは「表示が訂正され、若しくは表示がされ」とする。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する一部を改正する法律案

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の機会」を削る。

第三条の見出しを「受注の確保」に改め、同条中「中小企業者の受注の機会の増大を図るよう」に努めなければならないを「国等の契約につき国等が支払うこととなる対価の総額の五割以上に相当する額の役務の給付又は物件の納入が中小企業者によつて受注されるようにしなければならない」に改め、同条に次の三項を加える。

2 国等は、前項に規定する割合が確保されるようにするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 中小企業者に対する分割発注及び中小企業者の共同受注の促進

二 中小企業者に対する資金及び機械設備の貸付け並びに技術上の援助

三 中小企業者が受注の機会を容易に知ることができるようにするための公示

四 建設工事その他契約内容の性質上対価の一部につき前払をすることが適当と認められるもので中小企業者との契約に係るものについては、その支払うべき対価の五割に相当する額の前払

3 通商産業大臣は、中小企業者に受注させることが適当と認められる品目を指定し、これを公示するものとする。

4 国等は、前項の規定により公示された品目に係る国等の契約については、これを中小企業者と締結するようしなければならない。

第七条中「の機会」を削り、同条を第八条とし、第六条中「行なう」を「行う」に、「機会の増大」を「確保」に改め、同条を第七条とし、第五中「終了後」を「四半期ごとに」に改め、同条を第六条とし、第四条の見出し中「方針」を「計画」に改め、同条第一項中「中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針」を「前条第一項に規定する割合を確保するための計画」に改め、同条第二項及び第三項中「方針」を「計画」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（関覧）  
第五条 国等は、国等の契約で政令で定める額を超えるものを締結したときは、その契約締結後一月以内に、政令の定めるところにより、その契約内容の要旨を公衆の関覧に供しなければならない。

附則

（施行期日）  
1 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

（経過措置）  
2 昭和五十三年三月三十一日以前における国等の契約の実績に係る通商産業大臣への通知については、なお従前の例による。

|           |         |
|-----------|---------|
| 第二号中正誤    |         |
| 段行        | 誤       |
| 二 監理      | 正       |
| 第三号中正誤    |         |
| 段行        | 誤       |
| 六 非常は     | 非常な     |
| 九 「本場大島紬」 | 「本場大島紬」 |
| 一四 高めること  | 高めると    |